

新竹富町役場に関する基本方針 (案)



平成 29 年 5 月

竹 富 町

『新竹富町役場に関する基本方針』の見出しについて

新竹富町役場に関する外部検討委員会（H28）において、当該見出しは「新しい町ができる」等の誤解を招く可能性があるため、理解しやすい名称に変更すべきとの指摘があがっている。

『新竹富町役場に関する基本方針』を仮称した竹富町新庁舎建設のあり方検討有識者委員会（H27）による、“本庁舎のみならず支所、出張所も含めての竹富町役場である” “新しい行政体系の構築” という当初の意図を踏まえ、基本方針策定時には、町民にとってわかりやすい見出しとなるよう、名称変更の検討を行うこととする。

< 目 次 >

第1章	はじめに	1
第2章	新竹富町役場に関する基本方針	5
第3章	基本方針実現に向けた調査・検討	8
	(1) 本庁舎および出張所の現況把握	9
	(2) 各行政施設への配置職員数の検討	18
	(3) 各行政施設の規模算出	21
	(4) 各行政施設の概算費用算出	23
	(5) 施設整備事業に係る財源に関する情報整理	26
	(6) 職員の転居・通勤に関する調査	30
	(7) 通勤手当に関する予測	36
	(8) 建設予定地の現況に関する資料調査	38
	(9) 海上交通の現況調査	43
	(10) 運輸事業者への聞き取り調査	53
	(11) 陸上交通の現況調査	56
第4章	町民意向	58
第5章	今後取り組むべき事項	74
参考資料		75

第1章 はじめに

竹富町の庁舎建設問題は、竹富町の前身である竹富村が大正3年に八重山村より分村、その後、昭和13年に「離島行政を円滑にすること」を理由に石垣島に庁舎を移転して以来、現在に至るまで、その建設位置等をめぐる論議が続いてきました。

現庁舎（所在地：石垣市美崎町11番地1）は、石垣市大川の旧庁舎（昭和37年建造）の狭隘化に伴い、昭和52年に旧ボウリング場施設を改築し使用してきたもので、供用から39年の歳月が経過しています。なお、現庁舎への移転に至る過程では、議員発議による「町役所西表島移転議案」の可決（昭和38年）、本土復帰に伴う沖縄県の誕生と竹富町役所の竹富町役場への改称（昭和47年）等の経緯もありました。

周知のとおり、現庁舎の老朽化は著しく、耐震性能・耐力度の不足と基準不適合、建物内外の劣化の進行による危険家屋化などの問題も指摘されており、現庁舎では地震・津波等の大規模災害の発生時に役場庁舎が担うべき役割や機能を充分果たすことは不可能な状況にあります。一方、住民のニーズの多様化、国・県・市町村行政に関わる各種制度・事業の複雑化などに伴い、役場内で行う業務の範囲は拡大傾向にあり、事務スペースの狭隘化、増大する様々なニーズへの対応不足といった問題も生じています。

特に、現庁舎の防災上の懸念は住民にも広く認識されており、「竹富町新庁舎建設のあり方に関する提言書」でも示されている通り、平常時と非常時の双方に関わる諸問題への対応を含め、“役場庁舎の早期建て替え”は本町の喫緊の課題となっています。

そのような中、平成27年11月に、「役場の位置についての意思を問う住民投票」が実施され、西表島大原への移転が過半数を占める結果となりました。

今回、これまでの経緯を受けて、現状の課題や期待される行政サービスについての町民意向を把握するため、行政サービス再編に向けた町民アンケートを実施しました。町民アンケート結果を踏まえ、行政サービス再編にあたっての目指すべき方向性として「新竹富町役場に関する基本方針（以下、本基本方針という）」を策定しました。同時に、本基本方針を実現する上で解決すべき課題や検討事項も見えてきました。今後、積極的な情報公開や町民参画の機会を設けることを基本に、町民、行政、専門家等が一体となって、基本方針実現に向けて取り組んでまいります。

■庁舎移転に関わるこれまでの経緯

昭和 37 年(1962)	4	石垣市大川に鉄筋コンクリート 3 階建ての庁舎が完成
昭和 37 年(1962)	7	西表東部、西部出張所設置
昭和 38 年(1963)	12. 2	定例議会最終日、議員発議の町役所西表島移転議案、賛成多数で可決
昭和 47 年(1972)	5. 15	祖国復帰、沖縄県誕生、竹富町役所を竹富町役場に改称
昭和 52 年(1977)	3. 20	竹富町役場ボウリング場移転反対町民大会(西表東部・西部で開催)
	3. 24	竹富町役場移転問題で町議会総務財政委員会、公聴会を開催
	9	石垣市美崎町の現庁舎に移転
昭和 54 年(1979)	6. 16	竹富町役場位置付審議委員会発足(38 名)
昭和 63 年(1988)	4. 12	「西表総合開発と役場移転基本計画及び実施計画」作成
平成元年(1989)	2. 23	第 1 回竹富町役場移転審議委員会開催(諮問)
平成 3 年(1991)	6. 13	各地で役場移転説明会開催。その間、先進地視察(青森県東通村)およびアンケート実施、審議委員会を開催
平成 4 年(1992)	3. 21	答申(第 7 回竹富町役場移転審議委員会)
平成 13 年(2001)	5. 7	「役場移転対策室」の設置
	8. 3	第 1 回役場移転審議委員会発足(35 名) 移転場所・時期・財政等について諮問
	9. 19・20	第 2 回役場移転審議委員会開催現地視察等 「場所・時期・財政」等について、審議委員会として決定
	11. 8～ 12. 26	役場移転地域説明会(黒島、船浮、鳩間、波照間、白浜、小浜、竹富)
平成 14 年(2002)	1. 21～ 2. 1	役場移転地域説明会(上原、祖納、干立、西表東部)
	3. 16	第 3 回役場移転審議会開催答申内容について決定
	3. 19	「役場移転に伴う役場職員の意見聴取会」開催
	3. 20	「竹富町庁舎移転実施計画」(場所・時期・財政)について答申
10. 8	竹富町議会決議第 7 号「竹富町役場庁舎早期移転について」を全会一致で可決	
平成 24 年(2012)	1. 31	第 1 回竹富町役場移転審議委員会開催(33 名) 「移転場所の選定」を諮問(3. 11 東日本大震災により「移転場所」の検討)
	2. 21	第 2 回役場移転審議委員会 現地調査(10ヶ所)を行う
	4. 18	第 4 回役場移転審議委員会において「離島振興総合センター北側隣接地」を移転場所として決定
	4. 23	竹富町庁舎移転場所について答申
	5. 7～	町内各地で「役場移転地域説明会」を開催
	6. 11	「役場移転に関する職員説明会」を開催
平成 25 年(2013)	12. 13	竹富町議会、「竹富町役場庁舎移転に係る住民投票の早期実施を求める要請決議」を賛成多数で可決
平成 26 年(2014)	3. 28	第 1 回「竹富町新庁舎建設のあり方検討有識者委員会」開催
平成 27 年(2015)	7. 23	第 5 回「竹富町新庁舎建設のあり方検討有識者委員会」提言
	11. 2～ 11. 13	役場の位置についての意思を問う住民投票に関する地元説明会
	11. 24	「役場の位置についての意思を問う住民投票」告示
	11. 27	期日前投票指定地域の新城、鳩間、船浮で投票実施
	11. 29	町内 8カ所で住民投票実施
	11. 30	開票(西表島大原への移転が過半を占める)

■竹富町新庁舎建設のあり方に関する提言書

竹富町新庁舎建設のあり方検討有識者委員会（H25.12.24 設置）において、竹富町の新庁舎建設のあり方などについて議論・検討を重ね、成果として「竹富町新庁舎建設のあり方に関する提言書」（以下「提言書」といいます。）としてまとめられました。提言の要旨は以下の通りです。

提言要旨

1. 竹富町が目指すべき方向

「新庁舎建設」にあたって竹富町が目指すべき方向について、以下のとおり提言する。

- ◇ ‘より良い行政サービスの提供’を基本要件とし、本庁舎だけではなく、出張所の新設・機能強化、既存の施設・組織との連携等、住民サービスの充実に向けた新たな行政システムとネットワークを構築すること
- ◇新庁舎と新しいネットワークを支える海上交通体系の充実を図ること
- ◇新庁舎における防災拠点機能の整備と竹富町全域での安全・安心の地域づくりを推進すること
- ◇竹富町全体を活性化する新たな取り組み（人口減少時代の定住促進と地域振興を見据えた町民の福祉増進、新しいまちづくり等）を推進すること
- ◇世界自然遺産登録候補地でもある貴重な自然環境・生態系を擁する地方公共団体として、環境保全の英知を結集し、実施し得る最適かつ最善の措置を講じること
- ◇新庁舎の建設を機に、各島・各集落の個性を最大に尊重しながら、地域の一体感を醸成する新しい仕組みづくりに取り組むこと

2. 新庁舎の整備にあたって

新庁舎の整備にあたっては「竹富町全域における行政サービスの向上」を基本方針に、地域の現状と課題をふまえた行政施設（本庁舎、支所、出張所）の最適な配置と機能分担の中で「新庁舎」の位置づけと担うべき機能を明確化するとともに、島嶼型地域構造に適応するネットワーク型の行政システム構築を全体の枠組みとし、環境保全に関する要請や諸要件を充足する‘機能的かつコンパクトな新庁舎’を整備することを提言する。

3. 新庁舎・支所等の機能分担のあり方について

当委員会では、本庁・支所・出張所を含む新しい町役場の全体像について、「住民の利便性」「地域への貢献」「地域の拠点形成」「効率性」「防災機能」「環境への負荷」の観点に基づく項目別評価と併せ、竹富町に最もふさわしい「新庁舎・支所等の機能分担のあり方」に関する総合評価を実施した。その結果、「西表に本庁舎を移転。石垣に支所を新設。各島の出張所の配置・機能を強化する」という案（パターン）が抽出された。

本評価結果をふまえ、町はより具体的な検討作業を進め、「新竹富町役場に関する基本方針（仮称）」など、竹富町としての基本プランないし基本方針を策定することを提言する。

4. 新庁舎建設と今後のまちづくりについて

新庁舎の建設は、本庁舎及び庁舎移転に伴う関連施設の整備だけではなく、医療・福祉・教育環境の充実など、町内に拠点病院や高等教育機関などが存在しない本町の現状と課題もふまえた新しいまちづくりの好機とすべきである。

新庁舎建設を新たな契機に、町民の福祉向上に向けた各種施策・事業の強化、町全域での地域活性化への取組み、次代を展望した新しいまちづくりを積極的に推進していくことを提言する。

5. 「新竹富町役場に関する基本方針（仮称）」に盛り込むべき事項

本提言を受けて竹富町が策定する「新竹富町役場に関する基本方針（仮称）」においては、特に以下の事項について、より具体的な検討ないし取組みを図るとともに、町民等へ十分な説明を行うこと。

- ◇最適な行政施設の配置及び整備等に係る財源について（根拠の明確化）
- ◇庁舎移転後の職員の通勤や居住に関する意向について
- ◇庁舎移転に伴う環境への影響の事前評価に必要な各種情報について
- ◇町内の各島・各拠点間の円滑な移動を支える交通ネットワーク拡充の具体的推進について（実証実験を含む検討）

むすび

老朽化のみならず、危険家屋化の問題も指摘されている現庁舎の建て替えは、防災上不可欠な行政機能の確保を含め、もはや一刻の猶予も許されない喫緊の課題である。

本「竹富町新庁舎建設のあり方に関する提言書」の内容をふまえ、竹富町が、町民の合意形成に向けた努力とともに、地域の発展に寄与する新庁舎建設事業を推進することを強く期待する。

第2章 新竹富町役場に関する基本方針

本町は、竹富島、黒島、小浜島、加弥真島、新城島、鳩間島、波照間島、由布島、西表島の9つの有人島、7つの無人島から成り立つ、全国的にも数少ない島嶼型の自治体です。大小様々な島々には、それぞれに特徴的で魅力ある自然や文化、暮らしがあります。

島嶼型の自治体であるために不便が生じることもありますが、それぞれ個性ある島々から成り立つ自治体であることこそが本町の魅力のひとつです。

本庁舎の行政サービスは各島の人々が、島で生きることの喜びを感じ、安心して安全に暮らし、人を育て、島の魅力を発揮できるまちづくりを目指します。さらに、島々の一体感を育み、連携を強化することが町全体の魅力を向上させるものと考えます。

新竹富町役場は、『島じまの誇りと個性がきらめき、大自然と文化とくらしが共に生きる“ばいぬ島”』※の実現のため、以下に示す基本方針に基づき行政サービスの再編等に取り組みます。

※竹富町総合計画におけるまちの将来像

◆町内にまちづくりの拠点を置くため、西表島に本庁舎を移転します。

町民の生活に寄り添い、町民と職員が協働で行うまちづくりを目指し、まちづくりの拠点となり得る役場本庁舎を町内に移転します。

◆町民サービス向上のため、各島に出張所を設置します。

島嶼型(複数の島からなっている)地域という条件の中で、町民サービス向上のため、各島に出張所を設置し、より細かなサービスの提供や、身近で参画しやすい行政を目指します。

◆町民の利便性確保のため、石垣市内に支所を設置します。

町民が各種申請・手続きを行う際の利便性を確保するために、病院や税務署、警察署、金融機関などの機関が揃っている石垣市内に窓口機能を備えた支所を設置します。ただし、石垣市内に配置する支所の位置については、交通の利便性や防災上の安全性等について比較し、今後検討を行っていく事とします。

◆各島に地域担当職員(仮)を配置する制度をつくります。

島によって異なる課題の解決や、島ごとの魅力を活かした地域振興を図り、職員と島の住民の協働による地域づくりのため、各島を担当する職員を配置する制度をつくります。

◆行政サービス再編に向けた機構改革を行います。

今後、行政サービスを再編するにあたり、より効率的且つ町民のニーズに応えるサービスの提供体制を整えるため、継続的に機構改革を行っていきます。

◆利便性の高い交通ネットワークの構築に向けて取り組みます。

町民にとっての利便性向上に併せ、島々に点在する魅力を繋げるため、町民、行政、船会社、観光・商工関係団体等による組織体制の中で、交通ネットワーク再編に向けて取り組みます。

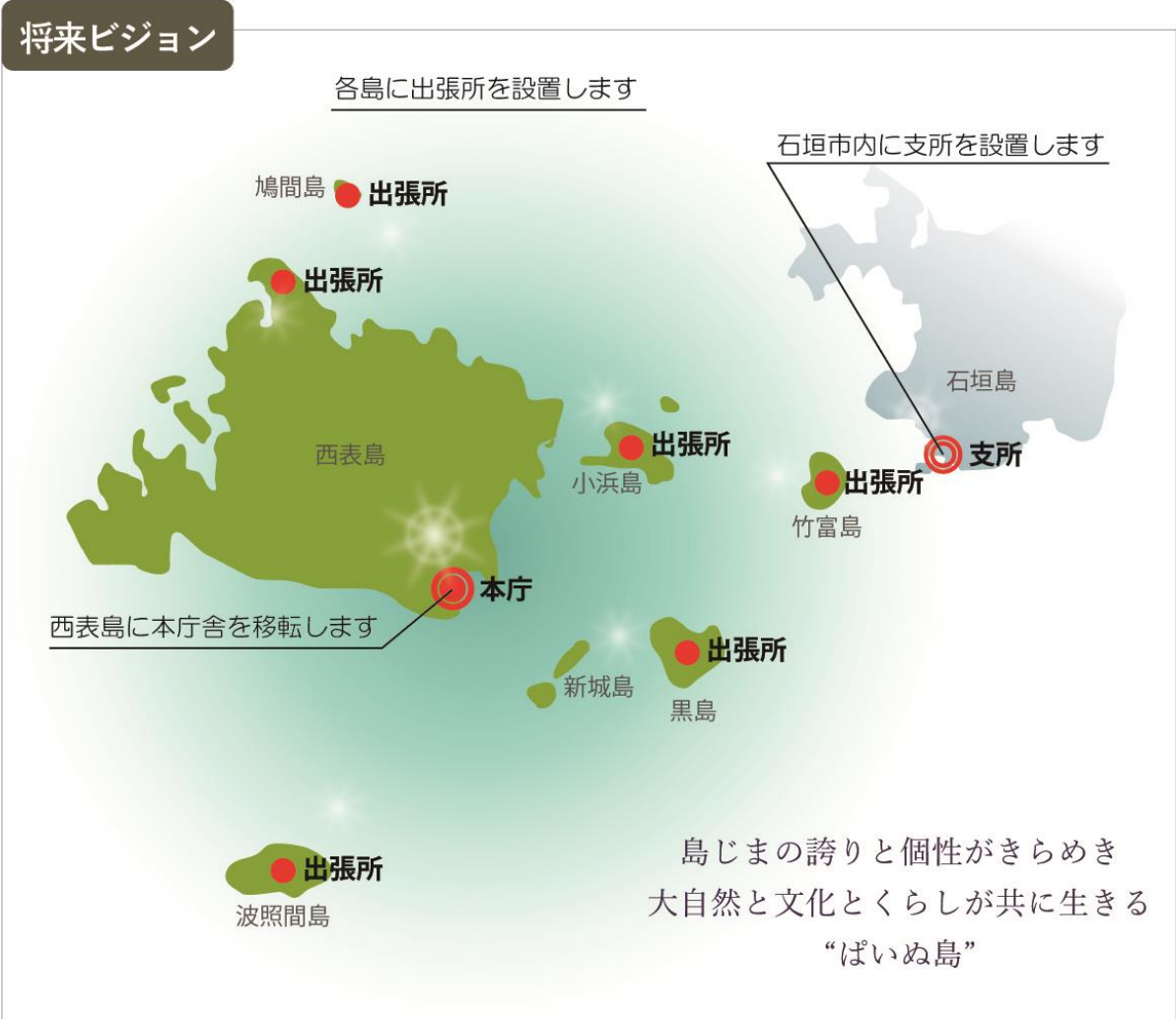
◆計画的で安心できる財政運用に向けて取り組みます。

町民が安心して竹富町に住み続けられるよう、庁内各課の事業計画を含めた将来的な財政シミュレーションにもとづき、計画的で安心できる財政運用に向け、町民サービスの向上と財政負担の比較検討を行っていきます。

◆世界的に貴重な自然環境・生態系を有する自治体としての姿勢を築きます。

貴重な自然環境・生態系を有する自治体としての誇りを持ち、それらを守り育てる使命を果たすため、施設建設やインフラ整備等にあたっては、自然保護や自然共生を尊重する姿勢を築いていきます。

■基本方針イメージ



第3章 基本方針実現に向けた調査・検討

前章で示した基本方針の実現に向けて、各方針に関連する事項の現況把握や課題抽出を行います。

◆町内にまちづくりの拠点を置くため、西表島に本庁舎を移転します。

- ◆本庁舎の現況把握 P 9 参照
- ◆職員の転居・通勤に関する調査 P30 参照
- ◆通勤手当に関する調査 P36 参照
- ◆陸上交通の現況調査 P56 参照

◆町民サービス向上のため、各島に出張所を設置します。

- ◆出張所の現況把握 P11 参照

◆町民の利便性確保のため、石垣市内に支所を設置します。

- ◆各行政施設への配置職員数の検討 P18 参照

◆各島に地域担当職員（仮）を配置する制度をつくります。

- ◆地域担当職員（仮）について P17 参照

◆行政サービス再編に向けた機構改革を行います。

- ◆各行政施設への配置職員数の検討 P18 参照

◆利便性の高い交通ネットワークの構築に向けて取り組みます。

- ◆海上交通の現況調査 P43 参照
- ◆運輸事業者への聞き取り調査 P53 参照

◆計画的で安心できる財政運用に向けて取り組みます。

- ◆各行政施設の規模算出 P21 参照
- ◆各行政施設の概算費用算出 P23 参照
- ◆施設整備事業に係る財源に関する情報整理 P26 参照

◆世界的に貴重な自然環境・生態系を有する自治体としての姿勢を築きます。

- ◆建設予定地の現況に関する資料調査 P38 参照

(1) 本庁舎および出張所の現況把握

1) 本庁舎の現況

現在の本庁舎は、石垣市内に立地しています。敷地は石垣市からの借地であり、建物は旧ボウリング場を改築して使用してきたもので、築46年が経過しています。



所在地	石垣市美崎町11番地1
建築年数	1970年（築46年）
敷地面積	2,160 m ²
延床面積	1,862.42 m ²
構造/階層	RC造 2階建
職員数	144人

■本庁舎の現況（現場調査より）



部材の破損や柱・壁のひび割れ、コンクリート剥離など、目視でも老朽化が確認できる。



執務スペースの狭隘化により、十分な待合スペースが確保できていない状況。



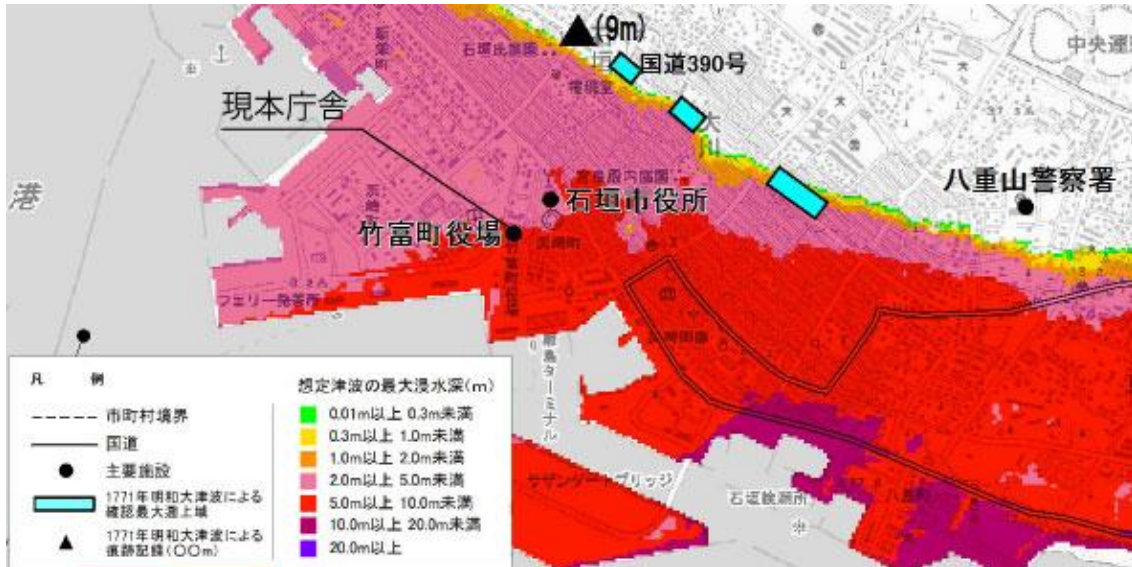
保管スペースの不足により、書類や備品が廊下に積み上げられている状況。



スペース不足から、経路に障害が多く、適切なバリアフリー対応がとられていない状況。

■津波浸水想定区域での立地

現在の本庁舎は、沖縄県津波浸水想定図（H27.3-沖縄県-）によると、最大浸水深5m以上10m未満の津波浸水想定区域内に位置しています。



参考：沖縄県津波浸水想定図（H27.3）より

現在の本庁舎の主な課題を以下の通り整理します。

◎建物の老朽化

築46年が経過していることから、随所に老朽化による弊害が見られる。平成23年に実施した耐力度調査においては、構造上危険な状態の建物であると指摘され、早急な危険回避への対応が求められている。

◎庁舎内の狭隘化

現庁舎は、既存施設の再利用であることから、住民サービスを提供する上での効率的な動線や十分な待合スペースが確保できていない。また、業務上では会議室が少ない、組織改変に対応しづらい等の課題が挙げられる。

◎バリアフリー対応の不足

スペース不足により、段差や障害物の解消への対応に限界を来しており、来庁者にとって利用しづらい庁舎となっている。

◎津波浸水想定区域内への立地

本庁舎が立地する場所は、津波浸水想定区域内であり、災害発生時に防災拠点としての役割を十分に果たせない可能性が考えられる。

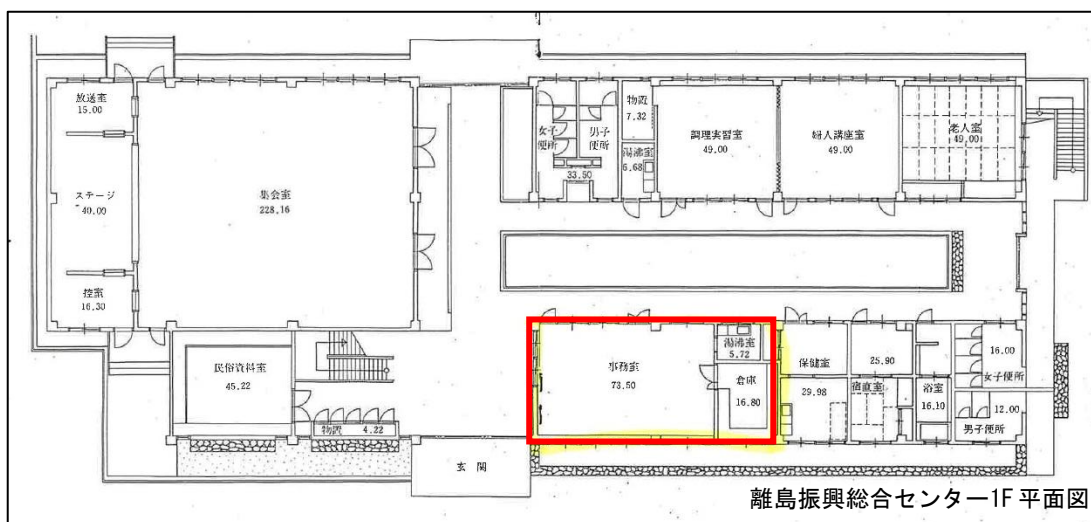
2) 出張所の現況

①西表東部出張所

西表島の東部出張所は、竹富町離島振興総合センター内に設置されています。



所在地	竹富町南風見 201-47
併設施設	離島振興総合センター
建築年数	昭和 56 年（築 36 年）
延床面積	96.02 m ²
構造/階層	R C造 2 階建
職員数	1 人

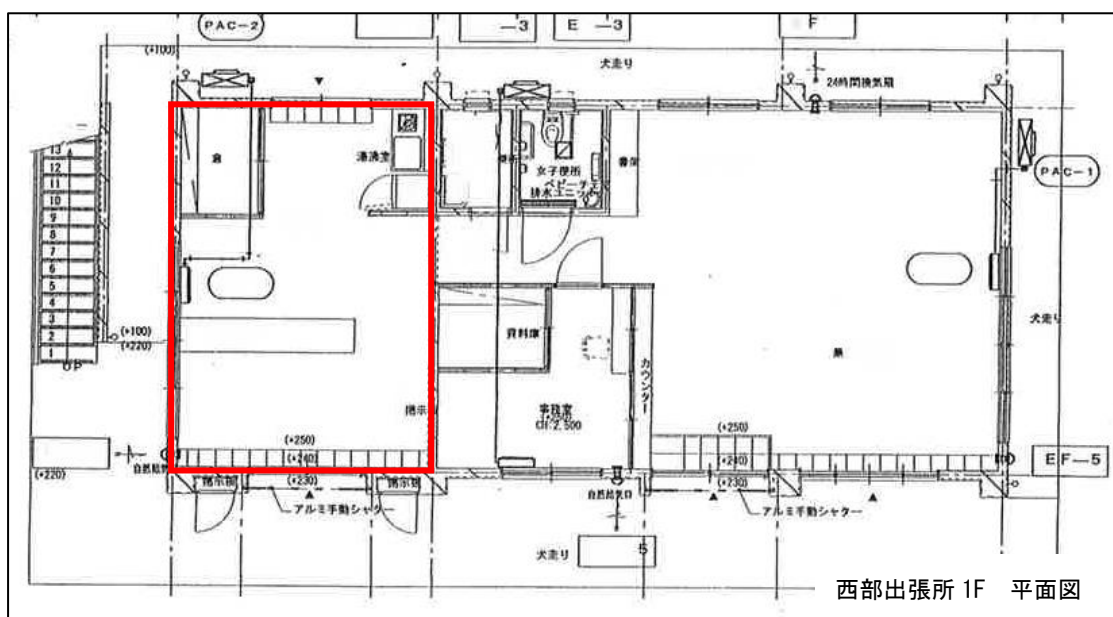


②西表西部出張所

西表島の西部出張所は西表西部保健指導所との合同施設となっています。



所在地	竹富町上原 329-1
併設施設	西表西部保健指導所
建築年数	平成 19 年（築 10 年）
延床面積	29.90 m ²
構造/階層	R C 造 2 階建
職員数	2 人

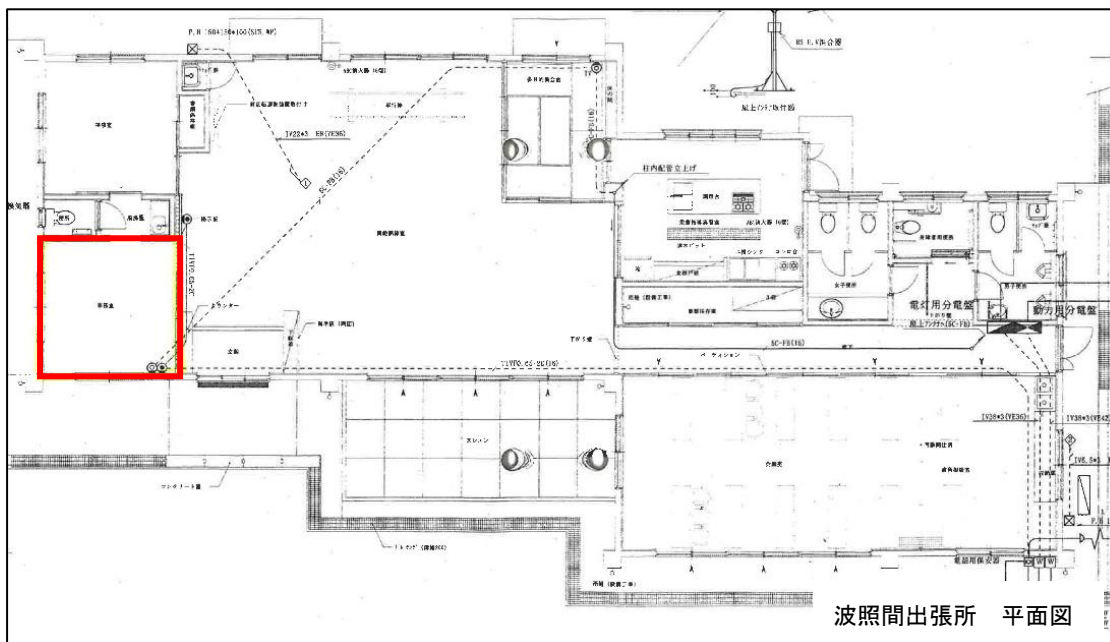


③波照間出張所

波照間出張所は波照間保健センターとの合同施設となっています。



所在地	竹富町波照間 2751-1
併設施設	波照間保健センター
建築年数	平成 13 年（築 16 年）
延床面積	12.25 m ²
構造/階層	R C 造 平屋
職員数	1 人



3) 出張所ヒアリングの結果

既存出張所（3 か所）の職員を対象にヒアリングを実施し、出張所の現状や行政サービス再編に対する意見収集を行いました。

【 対 象 】 西表東部出張所、西表西部出張所、波照間出張所

【 方 法 】 直接ヒアリング

【日 に ち】 平成 29 年 1 月 19 日（西表東部・西部） 2 月 16 日（波照間）

【結果概要】

（西表東部出張所）

出張所の現状について
<ul style="list-style-type: none">・ 本庁職員が来島した際に使用できる打ち合わせスペースがある。また、各課所有の公用車管理も行っている。・ 窓口業務では各種申請等の記載補助なども行っている。・ 住民から専門的な相談がある場合は、本庁担当課へ繋ぐパイプ役も担っている。・ 防災面では、出張所に防災無線はあるが、備蓄機能はなく、主な防災対応は消防団と公民館が担っている。・ 税金関係で現金の取り扱いがあるため、週に 3 回程度は郵便局で入金に行く。
現状課題について
<ul style="list-style-type: none">・ 印鑑証明など、連番のカード類は、出張所での発行が出来ないため本庁での対応となっている。・ 職員が 1 人体制のため、港や郵便局、住民宅などへの外出する場合は出張所を一時閉めなければならない。また、事前に休暇の連絡をすれば、本庁総務課の職員に出張所への出勤を頼めるが、体調不良や急な用事の場合は対応が難しく、閉庁せざるを得ない。
行政サービス再編について
<ul style="list-style-type: none">・ 出張所職員はある程度、地域の事を知らなければならず、地域での会合等への参加も考えるとその地域に住んでいる人間であるべきではないかと思う。・ 地域担当職員（仮）が、住民と本庁担当課とのパイプ役なのであれば、現在出張所職員が行っている事と変わらないのではないか。

(西表西部出張所)

出張所の現状について
<ul style="list-style-type: none">・職員は臨時職員含め2名体制である。・証明書関係はほとんど出張所でとることが出来る。・住民からの相談については、一度出張所職員が内容を聞いた上で担当課に繋いでいるため、いきなり住民から本庁に問い合わせるより、たらい回しに合うことが少ないのではないかと思う。・防災面では、避難場所となっており住民にも認識されている。・災害や遭難などの事故が発生した際、消防団や警察など関係者の詰め所となることもある。・災害備蓄はない。・住民が議会中継を見に来ることがあり、現在は業務用の個人PCで対応している。・野生動物調査の関係で、環境省の担当が来るまで、ロードキルにあった動物の死骸を預かることもある。・現金の取り扱いがあるため、週に1~2回程度、東部の郵便局まで入金に行っている。(片道30分以上)
現状課題について
<ul style="list-style-type: none">・カード類の発行は出張所では行えないため、本庁での手続きをお願いしている。・手続きは出張所で行えるものの、書類自体は郵送となるため、申請日から5~6日要する。・業務上コピー機を2台置く必要があり、それだけでもスペースが狭くなっている。打ち合わせスペースや職員の休憩所なども必要。
行政サービス再編について
<ul style="list-style-type: none">・出張所職員は島の事を知る機会ともなるため、その地域出身者に限らなくても良いのではないか。・出張所の業務では、個人宅への外出等もあることから、職員が1名体制だと、その間出張所を閉めなくてはならない。

(波照間出張所)

出張所の現状について
<ul style="list-style-type: none">・印鑑登録やマイナンバーカードの発行、婚姻届けなどは出張所では対応できず、本庁での対応となっている。・職員は1人体制である。・波照間出張所は1日の来庁者が少ないため、常時、職員が2人いる必要はない。・住民からの相談があれば、本庁の担当課とのパイプ役を担っている。・役場から届いた書類について説明を求めて相談に来る住民もいる。・防災面では、現在、衛星電話とランタンがある。・災害時の役割としては、ほとんどが消防団での対応となっており、出張所は本庁とのやり取りが必要な場合のみ連絡がある程度である。・観光客が訪ねてくることもあり、観光マップ（民間店舗作成）の配布や観光協会から依頼されて「日本最南端到達証明書」の発行も行っている。・会議や打ち合わせの際には、空いていれば保健センターの会議室を利用している。また、備品などの保管についても、保健センターの倉庫スペースを借りて収納している。・現金の取り扱いについては、その日のうちに郵便局へ入金している。
現状課題について
<ul style="list-style-type: none">・休みを取る場合は本庁職員に対応してもらおうが、石垣からの出勤となるため、出張所を開けていられる時間が短くなってしまう。
行政サービス再編について
<ul style="list-style-type: none">・波照間出張所では、来庁者が少ないため、職員が常時2人いても手を持て余す。・防災機能の強化として、出張所にも非常時の飲料や毛布程度はあったほうが良いかと思う。

現在の出張所の主な課題を以下の通り整理します。

◎出張所に置くべき機能の整理

出張所ヒアリングにおいて、職員や業者の来島時に利用する打ち合わせスペースや書類・備品収納スペースなどの執務機能が必要であることがわかった。

◎出張所の体制について

現在の体制では、職員が休みを取りづらいという状況や地域毎の業務量に差があることなどが見えてきた。

4) 地域担当職員について

「竹富町新庁舎建設のあり方に関する提言」において、地域担当職員の任命等について具体的方策を検討することが示されています。それに対し、庁内で検討会議を開き、各地域における課題や行政に対する住民の意見を聞き、生の声を町政に反映させる、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを進める制度（地域担当職員制度）に必要な事項の検討を進めています。

特に「行政と住民の協働」は、これからのまちづくりにおいて重視すべき要点である。その意味では、当委員会が機能強化と新設を提言した町内各島の出張所は、新しい形の「行政と住民の協働」を具体化する先導的取組みの舞台ともなり得ると考えられる。これについては、県外3ヶ所の島嶼自治体を対象とした先進事例調査で得られた知見も参考に、地域担当職員の任命、常駐嘱託職員の配置などについて、竹富町の実状とニーズに適った具体的方策を検討することが望まれる。

「竹富町新庁舎建設のあり方に関する提言」より

(2) 各行政施設への配置職員数の検討

施設規模を算出するためには、入居する職員数を設定する必要があります。そのため、ここでは施設毎の機能や横断的な業務体系等を仮定した上で、各行政施設への配置職員数を検討します。

1) 職員配置に関する各課ヒアリングの実施

竹富町新庁舎のあり方等ビジョン(H27.10)で示された各行政機関に置くべき機能(案)を参考に職員配置に関する各課ヒアリングを実施しました。

■参考資料：各行政機関に置くべき機能（案）

(本庁舎)

窓口機能	案内機能	全体の総合案内
	住民窓口機能	申請、届出など
	相談機能	個別相談、産業支援など
	住民サービス機能	授乳室、キッズルーム、喫茶店、ATMなど
交流機能	住民交流機能	ロビー、多目的スペースなど
	情報提供機能	広報・行政情報の発信、行政資料・図書などの閲覧
	プロモーション機能	観光PR、地元特産品の展示・販売など
事務機能	執務機能	一般的な執務・業務の実施
	調整機能	関係者・業者・住民との小規模な打ち合わせなど
	会議室機能	各種委員会や審議会など全庁規模の会議
	書庫・倉庫機能	行政文書・各種資料・図書及び備品等の保存・保管
議会機能	情報管理機能	システム、サーバーの管理
	議場及び関連機能	議会、傍聴、音響設備、映像発信
防災機能	委員会等関連機能	議会控室、議会図書室、議会応接室、事務局など
	災害対策拠点機能	防災・災害対策活動、災害関連情報の収集・集積など
	避難機能	一時避難者の受入・保護
	備蓄機能	備蓄、救援物資の受入・仕分けなど

(石垣支所)

窓口機能	住民窓口機能	・住民の利用頻度が高い手続きや申請等の業務 (住民係、税務、水道など)
		・金融機関、病院、その他、石垣市内にある拠点施設等との関連が深い業務
		・県、国、その他公的機関等との調整業務の一部(出先機関)
交流・町民支援機能	交流促進機能	・各地区の集まりや郷友会など、地域住民の交流拠点・交流スペースとなる施設 ・地域の行事・イベントの運営支援、各種交流の促進・支援など ・竹富町へのゲートウェイとしての機能、町外へのPR拠点としての機能
	町民支援機能	・実家を離れて暮らす高校生や入通院・介護等のために石垣市内に滞在する町民のための支援機能 ・小・中学生の課外活動への支援
防災支援機能	災害発生時等の調整機能	・災害発生時等における国・県などとの各種調整及び連携
		・救援物資の受入・仕分けなど

(各島出張所)

窓口機能	住民窓口機能	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の利用頻度が高い手続きや申請等の業務（住民係、税務、水道、健康づくり、介護など） ・電話やICTの活用などにより、本庁職員と連絡をとりながらより充実した対応が出来る体制（専門性の高い業務を含む） * 地域担当職員や地域の実情に通じた嘱託職員（現地雇用）の配置
	相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉、介護、教育、その他個人的理由による相談への対応 ・農林水産、商工観光、建設など、産業に関する相談・手続き・支援
交流・地域支援機能	住民交流機能	* 各地域の自治公民館などが既に担っていると考えられる
	情報提供機能	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報等の提供ないし発信、地域の行事・イベント等の広報
	職員と地域の連携機能	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の振興や課題解決に向けた自治組織等との連携強化 ・地域の問題・課題に関する相談、地域の行事・イベントの運営支援、各種交流の促進・支援など * 人的支援（ソフト）の強化は各地域（各島）で必要 * 地域によっては交流施設（ハード）の設置・運営も検討課題と考えられる
防災対応機能	災害対策等の前線対応機能	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生が予測される際や災害発生時における前線対応の強化（現地職員、本庁派遣職員などによる現地・現場での対応など） ・早期の状況把握、本部との連絡調整、適格・即効性のある対応

各課ヒアリングでのポイント

◎課長は本庁舎に配置する。

◎本庁舎と支所の二重行政とならないよう、役割分担する。

◎西表島の本庁舎に職員を移すことを基本と考えつつ、市民サービスを低下させることのないよう、窓口業務等に必要な職員を支所に配置する。

(支所に必要な職員の例え)

- ・介護福祉系の申請手続きや給付業務などを担う職員
⇒石垣市内の病院との連携を必要とするため
- ・健康相談や保険関係の手続き業務を担う職員
⇒多くの町民が利用するサービスは石垣市内で行えた方が、利便性が高い為
- ・公金の出納を行う会計課職員
⇒金融機関が石垣市内にしかない為

◎特別に専門的知識を要しない窓口業務などは、横断的に対応する職員を配置することで各課からの配置職員数の低減を図る。

■ 本庁舎・支所の配置職員数(各課ヒアリング結果)

今回は、あくまでも施設規模を算出するにあたり必要な職員数を設定したのであり
支所のあり方については、今後、機構改革も含め検討を進めます。

	現在の職員数(H28.04.01時点)					支所への配置職員数					本庁舎職員数					
	特別職	課長級	課長補佐・係長級	一般職員	賃金職員	計	課長級	課長補佐・係長級	一般職員	賃金職員	計	課長級	課長補佐・係長級	一般職員	賃金職員	計
		2	1	2	6	2	13	0	1	2		3	1	1	4	
総務課		1	2	4	1	8	0	0	0		0	1	2	4		8
企画財政課		1	2	5	2	10	0	1	2		3	1	1	3		7
税務課		0	1	2	2	5	0	0	2		2	0	1	0		3
住民係		1	2	5	4	12	0	1	3		4	1	1	2		8
健康づくり課		1	2	7	4	14	0	0	0		0	1	2	7		14
農林水産課		1	1	3	1	6	0	1	2		3	1	0	1		3
商工観光課		1	2	4	3	10	0	1	1		2	1	1	3		8
建設課		1	2	1	2	6	0	0	0		0	1	2	1		6
水道課		1	1	0	1	3	1	1	0		2	0	0	0		1
会計課		1	3	3	7	14	0	2	1		3	1	1	2		11
介護福祉課		1	1	2	1	5	0	0	0		0	1	1	2		5
自然環境課		1	1	1	0	3	0	0	0		0	1	1	1		3
役場移転推進課		1	3	6	2	13	0	0	2		2	1	3	4		11
総務課	1	1	2	3	8	14	0	1	2		3	1	1	1		11
教育課		1	0	1	1	3	0	0	1		1	1	0	0		2
教育委員会		0	1	0	1	2	0	0	0		0	0	1	0		1
農業委員会事務局		1	1	0	1	3	0	0	0		0	1	1	0		3
選挙管理事務局		1	1	0	1	3	0	0	0		0	1	1	0		3
議会事務局		3	16	29	53	144	1	9	18	14	42	15	20	35	29	102
合計																

※本庁舎の合計人数には特別職3名を含む

(3) 各行政施設の規模算出

(2) 各行政施設への配置職員数の検討において設定した職員数を用いて、総務省※「起債対象事業費算定基準」を参考に、本庁舎・支所それぞれの施設規模の算定を行います。今回算出した各行政施設の規模は、基本的な機能を導入する場合に最低限必要な面積であり、今後、機能を明確にしていく段階で変動していくものと考えられます。

※同基準は庁舎建設を行う際、起債（借入れ）額の範囲を定めるための標準面積であり、平成23年度の改正により基準制度は廃止されていますが、多くの自治体が面積算定の参考としているものです。

1) 本庁舎の施設規模

「起債対象事業費算定基準」の項目①～④に加えて、基準には含まれていない防災機能や交流機能のためのスペースとして、⑤その他を追加計上します。

区分	基準			面積	
	換算率	職員数	換算職員数	換算職員数×4.5㎡	
①事務室	特別職	12.0	3	36.0	162.0 ㎡
	部長・次長級	2.5	0	0.0	0.0 ㎡
	課長級	2.5	15	37.5	168.8 ㎡
	課長補佐級・係長	1.8	20	36.0	162.0 ㎡
	一般職員	1.0	35	35.0	157.5 ㎡
	賃金職員等※	1.0	29	29.0	130.5 ㎡
	計		102	173.5	780.8 ㎡
②付属面積	倉庫	事務室面積×13%		101.5 ㎡	
	会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室	職員数(102人)×7㎡		714.0 ㎡	
③玄関等	玄関、広間、廊下、階段等の交通部分	①～②までの各室面積合計の50%		798.1 ㎡	
④議事堂	議場・委員会室・議員控室等	議員定数(12人)×35㎡		420.0 ㎡	
合計 ①～④				2,814 ㎡	

※本来、常勤職員のみであるが、規模算出が目的であるため、嘱託・臨任等も賃金職員等として換算職員数に含む。

⑤その他	防災機能や交流機能などのプラスα	災害備蓄倉庫、サーバールーム、交流スペースなど	212.0 ㎡
合計 ①～⑤			3,026 ㎡

本庁舎の施設規模＝約 3,000 ㎡

2) 支所の施設規模

本庁舎同様、支所への配置職員数を当てはめて施設規模を算出します。しかし、支所に関しては建設地や支所に持たせる機能など不確定要素があるため、今後この面積にプラス α されていくものと考えられます。

区分	基準			面積	
	換算率	職員数	換算職員数	換算職員数 $\times 4.5\text{m}^2$	
①事務室	特別職	12.0	0	0.0	0.0 m^2
	部長・次長級	2.5	0	0.0	0.0 m^2
	課長級	2.5	1	2.5	11.3 m^2
	課長補佐級・係長	1.8	9	16.2	72.9 m^2
	一般職員	1.0	18	18.0	81.0 m^2
	賃金職員等※	1.0	14	14.0	63.0 m^2
	計		42	50.7	228.2 m^2
②付属面積	倉庫	事務室面積 $\times 13\%$		29.7 m^2	
	会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室	職員数(42人) $\times 7\text{m}^2$		294.0 m^2	
③玄関等	玄関、広間、廊下、階段等の交通部分	①～②までの各室面積合計の50%		275.9 m^2	
④議事堂	議場・委員会室・議員控室等	議事堂無し		0.0 m^2	
合計 ①～④				828 m^2	

※本来、常勤職員のみであるが、規模算出が目的であるため、嘱託・臨任等も賃金職員等として換算職員数に含む。

⑤その他	防災機能や交流機能などのプラス α			未定
合計 ①～⑤				828 m^2

※支所にどのような機能が付随するか、現時点では未確定であるため面積も未定としています。

支所の施設規模＝約 800 m^2

(4) 各行政施設の概算費用算出

(3) 各行政施設の規模算出において示した施設規模をもとに、各施設の概算費用を算出します。(ただし、本概算費用は建物を新築した場合の建物にかかる費用を試算したものであり、場所を特定したものではありません。) また、施設建設費以外にかかる調査・設計業務費や諸手続き費、引越し費用を含めた全体事業費の概算についても試算します。

1) 本庁舎の概算費用

計 画 地 : 竹富町字南風見 201 番地の 1
 敷地面積 : 18,608 m² 構造/階層 : RC造 2階建
 延床面積 : 3,000 m² 外構面積 : 16,870 m²

	金額(千円)	千円/m ²	千円/坪	備考
建築工事	769,520	257	848	
電気設備工事	406,970	136	448	
機械設備工事	437,140	146	482	
昇降機設備工事	25,240	8	28	
外構工事	139,130	8	27	
計	1,778,000	593	1,959	
消費税相当額	142,240	47	157	8.0%
合計	1,920,240	640	2,116	

2) 支所の概算費用

計 画 地 : 石垣市内
 敷地面積 : 2,160 m² 構造/階層 : RC造 2階建
 延床面積 : 800 m² 外構面積 : 1,660 m²

	金額(千円)	千円/m ²	千円/坪	備考
建築工事	203,130	254	839	
電気設備工事	104,580	131	432	
機械設備工事	119,010	149	492	
昇降機設備工事	22,350	28	92	
外構工事費	38,040	23	76	
仮設庁舎費	68,570	-	-	
現庁舎撤去費	37,320	-	-	
計	593,000	741	2,450	
消費税相当額	47,440	59	196	8.0%
合計	640,440	801	2,646	

注 1 : 工事費は、防災無線システム、行政システム等は含まれていません。

注 2 : 工事費は、新規備品及び既設備品の移設費用等は含まれていません。

3) 出張所の概算費用

計画地： 竹富島、黒島、小浜島、鳩間島
敷地面積： 未定 構造/階層： R C造 平屋
延床面積： 39 m²/1棟 外構面積： 未定

	金額(千円)	千円/m ²	千円/坪	備考
建築工事	15,000	385	1,271	
電気設備工事	15,000	385	1,271	太陽光発電含む
機械設備工事	9,000	231	763	浄化槽含む
計	39,000	1,000	3,306	
消費税相当額	3,120	80	264	8.0%
合計	42,120	1,080	3,570	1棟あたり
4棟合計	168,480	1,080	3,570	

注1： 工事費は、防災無線システム、行政システム等は含まれていません。

注2： 工事費は、新規備品及び既設備品の移設費用等は含まれていません。

4) 庁舎移転に伴う事業費概算

項目		金額 (千円)	
設計関係業務費等	地質・測量等調査	17,990	
	設計 (基本+実施) 業務費	本庁舎	71,770
		石垣支所	31,370
		各出張所 (4 棟)	11,600
	建築確認等申請手数料	本庁舎	210
		石垣支所	50
		各出張所 (4 棟)	50
	省エネ法申請手数料	本庁舎	490
		石垣支所	350
	工事監理業務費	本庁舎	21,510
		石垣支所	12,830
		各出張所 (4 棟)	7,050
	建築確認等完了検査手数料	本庁舎	210
石垣支所		50	
各出張所 (4 棟)		70	
計		175,600	
概算工事費	本庁舎建設費	1,920,240	
	石垣支所建設費	640,440	
	引越し費用	本庁舎への移転	14,410
		石垣支所への移転	7,450
	行政システム移動費用	8,140	
	出張所新設 (4 棟)	168,480	
計		2,759,160	
合計 (設計関係業務費等+概算工事費)		2,934,760	

(5) 施設整備事業に係る財源に関する情報整理

新庁舎建設にあたり、施設整備事業にかかる費用の財源については、庁舎基金の他、地方債の活用も視野に入れ、本町の条件的に利用可能な地方債の整理を行います。

1) 庁舎建設基金について

新庁舎建設のための基金は約 16 億 7 百万円となっています。(H28. 11 時点)

2) 利用可能な地方債について

【緊急減災・防災事業】

東日本大震災の教訓として緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等を対象とした地方債です。

■事業の条件

【条件 1】津波浸水区域内にあること

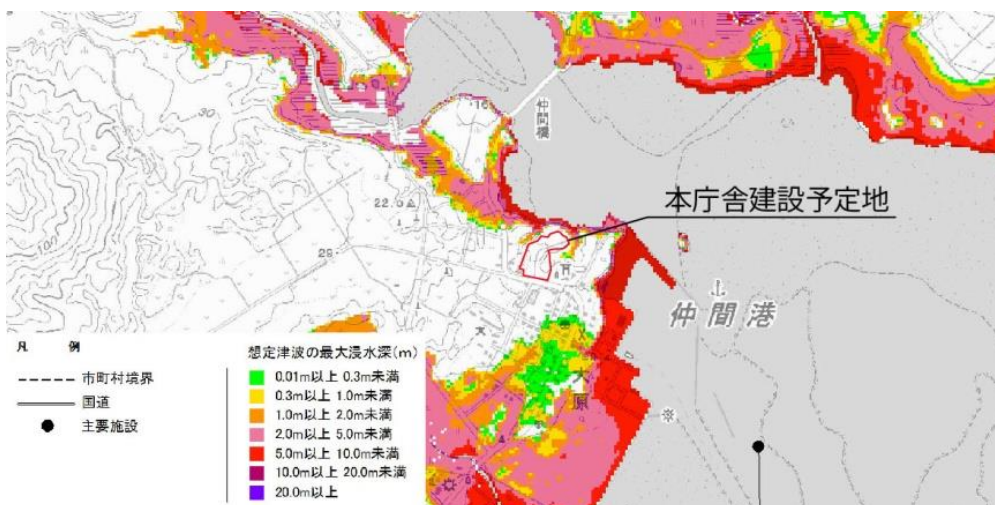
現本庁舎は津波浸水想定区域内に立地している。

【条件 2】津波対策の観点から移転が必要であると位置づけられている施設であること
竹富町地域防災計画に以下の通り位置づけられている。

「町庁舎は、平成 25 年 3 月に沖縄県が公表した津波浸水想定範囲内にあることから
早急に移転する必要がある」
(「竹富町地域防災計画」P91)

【条件 3】津波浸水区域外に移転する事

本庁舎の建設予定は津波浸水区域外となっている。



参考：沖縄県津波浸水想定図 (H27. 3)

■事業の特徴

- ・起債（国からの借り入れ）が可能です。
- ・事業費の全額（ただし、対象範囲内）が借り入れの対象となります。
- ・交付税措置により、起債した額の70%が地方交付税として町に返って来ます。

■起債の対象範囲

事業		起債の対象となるか
調査・企画		×
基本設計		×
実施設計		○
現場監理業務		○
建設費等		○
用地取得費等		○
既存施設の解体工事費	現在地における建て替えの場合	○
	上記以外の場合	×
仮庁舎建設費		×
移転費用		×
建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分の機能を有するものの購入費	原則として一品当たりの所得価格が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のもの	○
	上記以外	×

■起債の上限

起債には面積と額に上限があります。「平成28年度地方債同意等基準運用要綱」において示されている算出方法に本町の条件を当てはめ、以下の通り上限の算出を行います。

(a) 面積の上限

①移転前面積…1862.42 m²

②入居職員数×職員一人当たり面積（35.3 m²）…66×35.3＝2329.8 m²

※入居職員数…本庁舎入居全職員数の内、三役・臨時職員・水道課職員を除く職員の数

面積の上限：約 2,330 m²

(b) 額の上限

2,330 (m²) × 361 (千円) = 841,130 千円

額の上限：約 8 億 4 千百万円

【防災対策事業】

地方単独事業として行う、防災基盤の整備事業等を対象とした地方債です。

■事業の条件

【条件1】津波浸水区域内にあること

現本庁舎は津波浸水想定区域内に立地している。

【条件2】津波対策の観点から移転が必要であると位置づけられている施設であること 竹富町地域防災計画に以下の通り位置づけられている。

「町庁舎は、平成25年3月に沖縄県が公表した津波浸水想定範囲内にあることから
早急に移転する必要がある」
（「竹富町地域防災計画」P91）

【条件3】津波浸水区域外に移転する事

本庁舎の建設予定は津波浸水区域外となっている。

■事業の特徴

- ・起債（国からの借り入れ）が可能です。
- ・事業費の75%（ただし、対象範囲内）が借り入れの対象となります。
- ・交付税措置により、起債した額の30%が地方交付税として町に返って来ます。

■起債の対象範囲

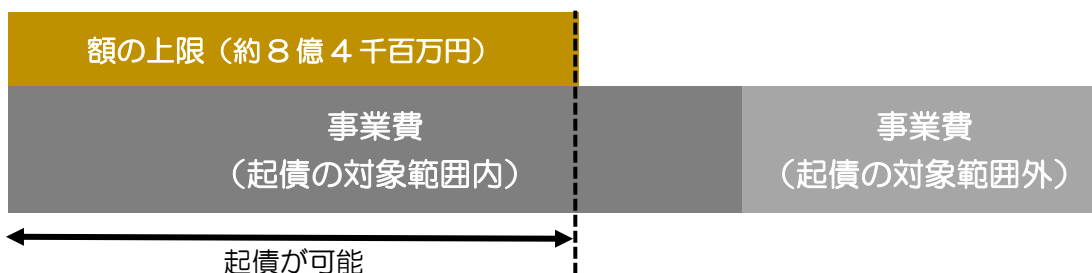
起債の対象範囲については、1）緊急防災・減災事業と同様です。

■起債の上限

起債の上限については、1）緊急防災・減災事業と同様です。

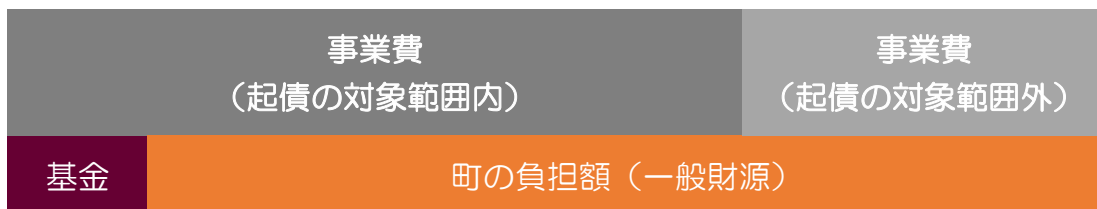
額の上限の考え方

例えば、起債対象となる事業費（■）が額の上限（■）を超えた場合、起債できる費用は額の上限までとなる。



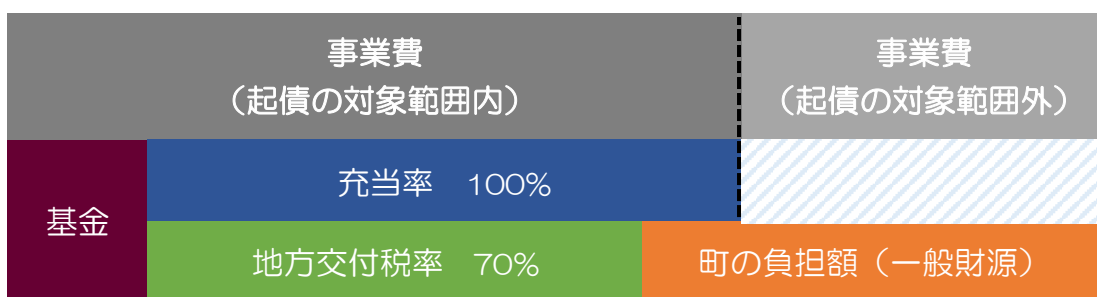
3) 財源比較シミュレーション

■起債を活用しない場合



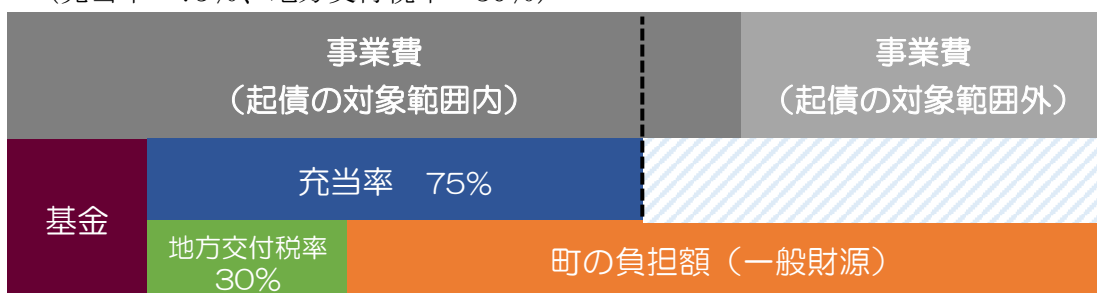
■緊急防災・減災事業の場合

(充当率…100%、地方交付税率…70%)



■防災対策事業の場合

(充当率…75%、地方交付税率…30%)



※充当率…事業費 (ただし、起債の対象範囲内) に対して、起債できる割合

(6) 職員の転居・通勤に関する調査

1) 職員アンケートの概要

【実施期間】平成28年5月9日～5月11日（3日間）

【対象】竹富町役場全職員 ※休職中などの職員を除く

【方法】アンケート調査票を配布し、個人情報保護のため封入したのち回収

【配布数】231通

【回収数(率)】219通（95%）

2) 職員アンケートの結果

勤務先

	人	%
本庁	135	62%
出張所	7	3%
その他	66	30%
無回答	11	5%
合計	219	100%

(その他)

- ・竹富町交流センター
- ・幼稚園
- ・波照間空港管理事務局
- ・調理場
- ・保育園
- ・学校（世話人）
- など

お住まいの場所

Q.あなたのお住まいの場所について教えてください。

	人	%
石垣市内在住	138	63%
竹富町内在住	79	36%
無回答	2	1%
合計	219	100%

(内訳)

西表島（48人）、波照間島（12人）、小浜島（8人）、黒島（4人）、鳩間島（2人）竹富島（1人）、無回答（4人）

【クロス集計】

■お住まいの場所—勤務先別—

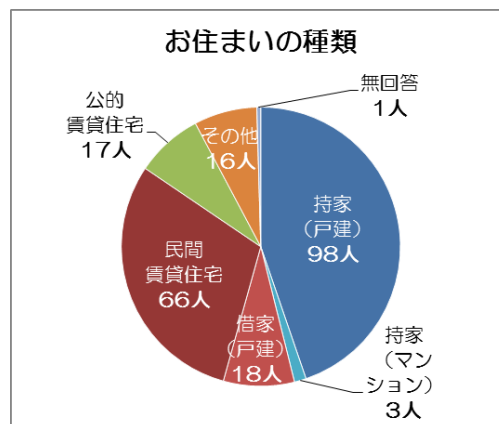
	本庁舎		出張所		出先機関	
	人	%	人	%	人	%
石垣市内在住	135	100%	1	14%	0	0%
竹富町内在住	0	0%	6	86%	66	100%
無回答	0	0%	0	0%	0	0%
合計	135	100%	7	100%	66	100%

※勤務先無回答 11人あり

お住まいの種類

Q.あなたのお住まいの種類を教えてください。

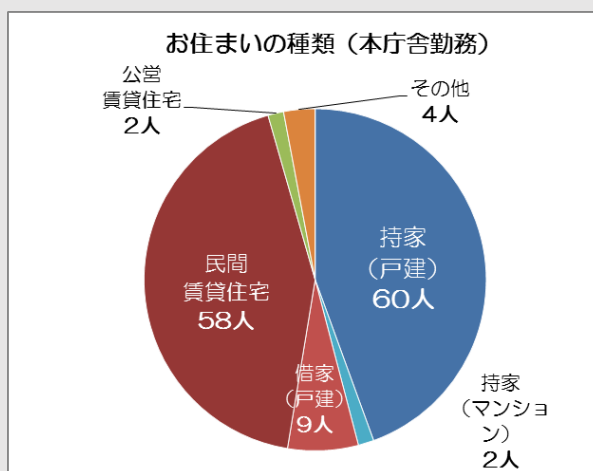
	人	%
持家(戸建)	98	45%
持家(マンション)	3	1%
借家(戸建)	18	8%
民間賃貸住宅	66	30%
公的賃貸住宅	17	8%
その他	16	7%
無回答	1	0%
合計	219	100%



【クロス集計】

■「本庁舎勤務」と回答した方の住まいの種類

	人	%
持家(戸建)	60	44%
持家(マンション)	2	1%
借家(戸建)	9	7%
民間賃貸住宅	58	43%
公営賃貸住宅	2	1%
その他	4	3%
無回答	0	0%
合計	135	100%

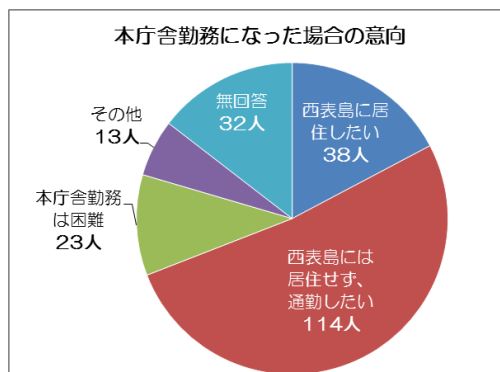


本庁舎勤務になった場合の意向

Q.あなたが本庁舎勤務になった場合の意向を教えてください。

	人	%
西表島に居住したい	38	17%
西表島には居住せず、通勤したい	114	52%
本庁舎勤務は困難	23	10%
その他	13	6%
無回答	32	15%
合計	220	104%

※複数回答 1 名あり



【クロス集計】

■本庁舎勤務になった場合の意向—勤務先別—

	本庁		出張所		出先機関	
	人	%	人	%	人	%
西表島に居住したい	10	5%	4	2%	22	11%
西表島には居住せず、通勤したい	102	49%	2	1%	7	3%
本庁舎勤務は困難	15	7%	0	0%	5	2%
その他	4	2%	0	0%	8	4%
無回答	5	2%	1	0%	24	11%
合計	136	65%	7	3%	66	32%

※複数回答 1 人、勤務先無回答 11 人あり

■本庁舎勤務になった場合の意向—お住まいの場所・お住まいの種類別—

	石垣市内				竹富町内			
	持家		借家・賃貸		持家		借家・賃貸	
	人	%	人	%	人	%	人	%
西表島に居住したい	2	1%	9	4%	10	5%	10	5%
西表島には居住せず、通勤したい	52	26%	48	24%	4	2%	3	1%
本庁舎勤務は困難	5	2%	10	5%	5	2%	2	1%
その他	2	1%	2	1%	4	2%	1	0%
無回答	1	0%	4	2%	12	6%	15	7%
合計	62	31%	73	36%	35	17%	31	15%

※お住まいの場所・お住まいの種類無回答 18 人あり

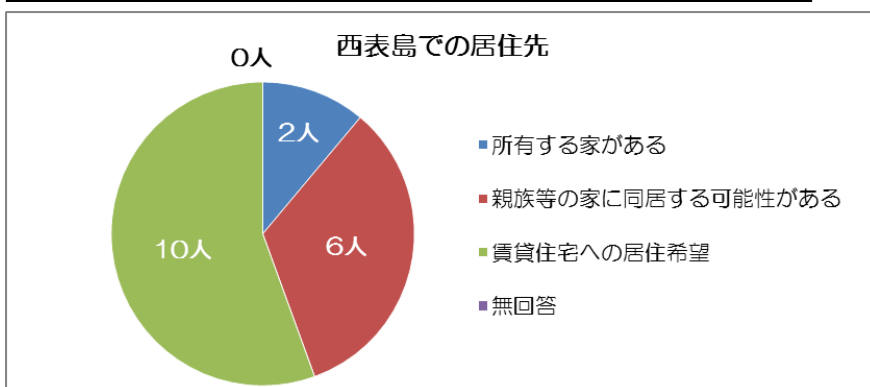
借家・賃貸…借家（戸建）、民間賃貸住宅（アパート等）、公的賃貸住宅（県営・市営・町営住宅等）

本庁舎勤務になった場合、「西表島に居住したい」方について

「西表島に居住したい」…18人（西表在住者除く）

Q.西表島での居住先について教えてください。

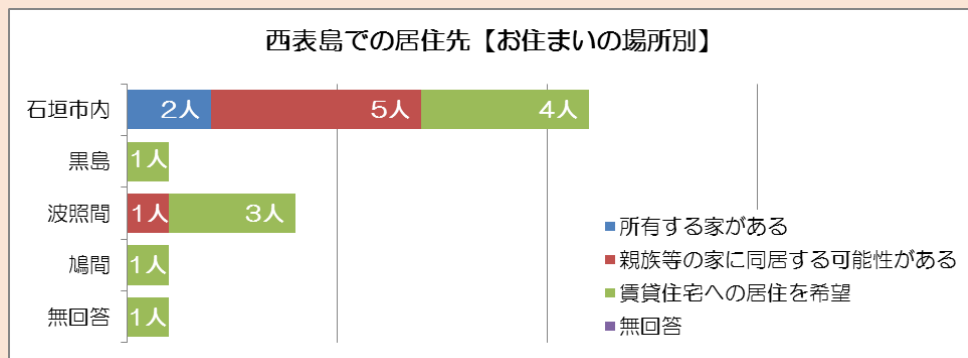
	人	%
所有する家がある	2	11%
親族等の家に同居する可能性がある	6	33%
賃貸住宅への居住希望	10	56%
無回答	0	0%
合計	18	100%



【クロス集計】

■西表島での居住先—お住まいの場所別—

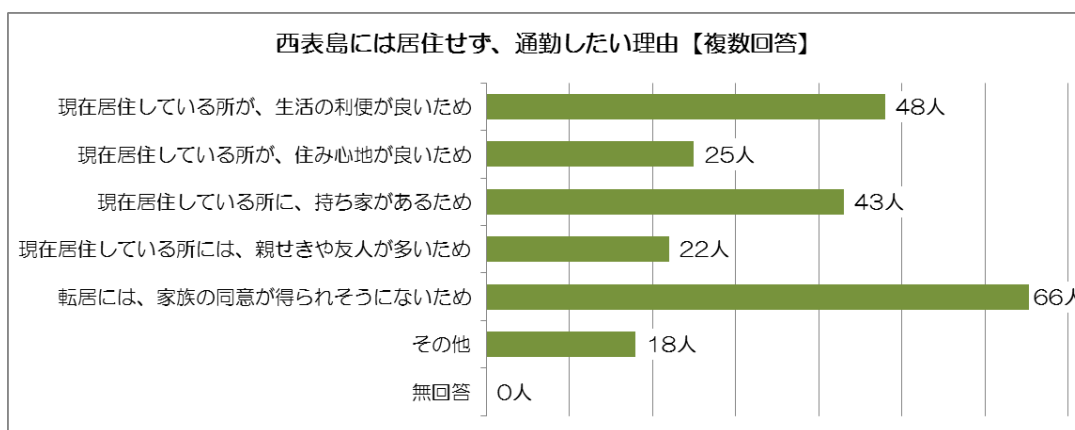
	石垣市内		黒島		波照間		鳩間		無回答	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
所有する家がある	2	11%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
親族等の家に同居する可能性がある	5	28%	0	0%	1	6%	0	0%	0	0%
賃貸住宅への居住を希望	4	22%	1	6%	3	17%	1	6%	1	6%
無回答	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	11	61%	1	6%	4	22%	1	6%	1	6%



本庁舎勤務になった場合、「西表島には居住せず、通勤したい」方について

Q.西表島には居住せず、通勤したい理由についてお聞かせください。【複数回答可】

	人	%
現在居住している所が、生活の利便が良いため	48	22%
現在居住している所が、住み心地が良いため	25	11%
現在居住している所に、持ち家があるため	43	19%
現在居住している所には、親せきや友人が多いため	22	10%
転居には、家族の同意が得られそうにないため	66	30%
その他	18	8%
無回答	0	0%
合計	222	100%



【その他の理由】

(金銭に関する理由)

- 住宅ローン+賃貸住宅代は大変
- 自分だけ西表に住むには、経済的負担が大きすぎるため
- 住宅ローンがあり西表島でアパートを借りるのがきびしい
- 現在持ち家のローンと、西表島に居住した場合の家賃の二重払いでは、生活が破綻する為。

(家族に関する理由)

- 親の介護等の対応のため
- 同居する高齢者もあり、現実的に移住は困難である。
- 両親の介護と子どもの通院があるため。
- 親族の介護が必要なため。
- 高校がなく、家族が分散される可能性がある。
- 石垣市に居住する親の面倒を見る人がいなくなる。
- 今後、親の介護が必要となった場合、居住は難しい。
- 妻の仕事、子供の学校、習い事等、生活の基盤が石垣市にある為

(仕事に関する理由)

- 出張が多いので石垣発の方が便利
- 現在が本庁より離島へ行く仕事のため、石垣から行けるのではないかと思う。

(その他)

- 引越しが大変
- 石垣島から通勤を考えているが、将来的には西表島で住むことも考えている。

本庁舎勤務になった場合、「本庁舎勤務は困難」な方について（本庁舎勤務のみ）

Q.本庁舎勤務を希望しない理由についてお聞かせください。

- 家族の仕事の影響で今の時点では西表居住は難しく、石垣から通う事はできるが、現実、定時内ですべての仕事を終わらせる事は難しい。
- 支所ができたとなると、本庁の職員数は今より減ってさらに1人の仕事量が増えるのではないか。非常勤職員など辞めてしまう人もいて、どうやって業務をこなしていくのか。そういった不安がある今の状況ではリスクが大きすぎる。
- 業務上、法務局の関連が多く、石垣市に残すべき業務となっている。
- 支払等がありアパート代の支払が困難である。
- 家族の同意が得られない。通勤に1時間かかる。船が欠航した時の保障、学校等からの緊急連絡時に対応が出来ない。災害時の不安。
- 両親・家族（夫・子供）が石垣市在住のため、石垣市からの通勤も体力・精神的に自信がない（現在の離島出張もかなりの体力を要する）。
- 子どもがまだ小さく学校への送迎が必要である。子どもの成長で本庁勤務も考えられる。西表居住も考えられるが仕事上、家族の協力が絶対条件であるので事実上無理である。
- 通勤にかかる所要時間が長くなること。（子供の送り迎えができない）急に何かがあった時に、すぐに石垣市に戻れない事態になると、他に頼る家族がいがないため、安心して働けない。
- 西表在住の方を採用して可能と思われる（囑託内容的に）。
- 子どもの学校や、通勤、出勤時間等厳しいため。
- 現在臨時職員であり、転居や毎日船での通勤は困難な為。
- 非常勤職員という不安定な環境で西表まで通う事は厳しい。非常勤は日給制なので天気が悪く船が欠航した際などはどうなるのか？出勤できて帰りの便が欠航の際はどうなるのか？
- 通勤に困難なため（船通勤になると体力的に自信がない）

(7) 通勤手当に関する予測

本庁舎が西表島大原に移転した場合、海上交通を利用して通勤する職員が増えることが見込まれます。それに伴い増額が予想される通勤手当について予測を行います。

1) 通勤職員数について

各行政施設への配置職員数の設定および職員アンケートの結果をもとに、本庁舎が西表に移転した場合に想定される通勤職員の人数を算出します。

■通勤職員数の算出

【条件】

①本庁舎配置職員数 ((4) 各行政施設への配置職員数の検討より)

	本庁舎 (西表島)
特別職	3名
課長級	15名
課長補佐・係長級	20名
一般職員	35名
賃金職員	29名
合計	102名

②通勤を希望する職員数 ((8) 職員の転居・通勤に関する調査より)

	本庁舎勤務職員の回答
石垣市在住 (A)	135人
西表には居住せず、通勤したい (B)	102人
石垣市より通勤を希望する職員の割合 (B/A)	75%

【通勤職員数の算出】

①本庁舎職員…約 100 名

②通勤を希望する職員…本庁舎職員の内 75%

$$100 \text{ 名 (①)} \times 75\% \text{ (②)} = 75 \text{ 名}$$

以上の算出方法により、本庁舎が西表島大原に移転した場合、海上交通を利用して石垣島から西表島に通勤する職員数は約 75 名であると想定されます。

2) 通勤手当増額分の算出

『竹富町職員の給与に関する条例』に基づき、本庁舎が西表島大原に移転することで、予想される通勤手当の増額分を算出します。

竹富町職員の給与に関する条例【抜粋】

(通勤手当)

第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤(職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(その額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額)

竹富町職員の通勤手当に関する規則【抜粋】

第8条 運賃の額に相当する額は、次の各号による額の総額とする。

(1) 交通機関が定期券等を発行している場合は、当該交通機関の利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価格又は通勤25回分に相当する回数券の額

■石垣港⇄大原港間の運賃

①定期券：発行なし。

②回数券：最大40枚綴り、価格45,600円(1回当たり1,140円)

■通勤手当(石垣港⇄大原港)/月の算出

①通勤25回分=50回(片道)

②50回×1,140円=57,000円

③通勤手当：55,000円+(57,000円-55,000円)/2=56,000円(人/月)

■通勤手当増額分(年間)の算出

①通勤職員数…75名(通勤職員数の算出より)

②1人当たりの通勤手当(石垣港⇄大原港)…56,000円(通勤手当/月の算出より)

$\{75 \text{名} \text{ (①)} \times 5,600 \text{円} \text{ (②)}\} \times 12 \text{ヵ月} = \text{約} 5,040 \text{万円}$

3) 通勤手当に関する課題

◎通勤手当増額分の財源確保

通勤手当増額分、約5,040万円の財源確保が毎年必要となる。

(8) 建設予定地の現況に関する資料調査

1) 計画地の特性・周辺自然環境の分析

庁舎計画地の近隣には、離島振興総合センター、大原郵便局等の公共・公益性の施設が建ち、長期的な開発の視点で捉えた場合、総合的な公共施設が集積されやすい場所であり、竹富町の新しい拠点地として十分な環境条件です。

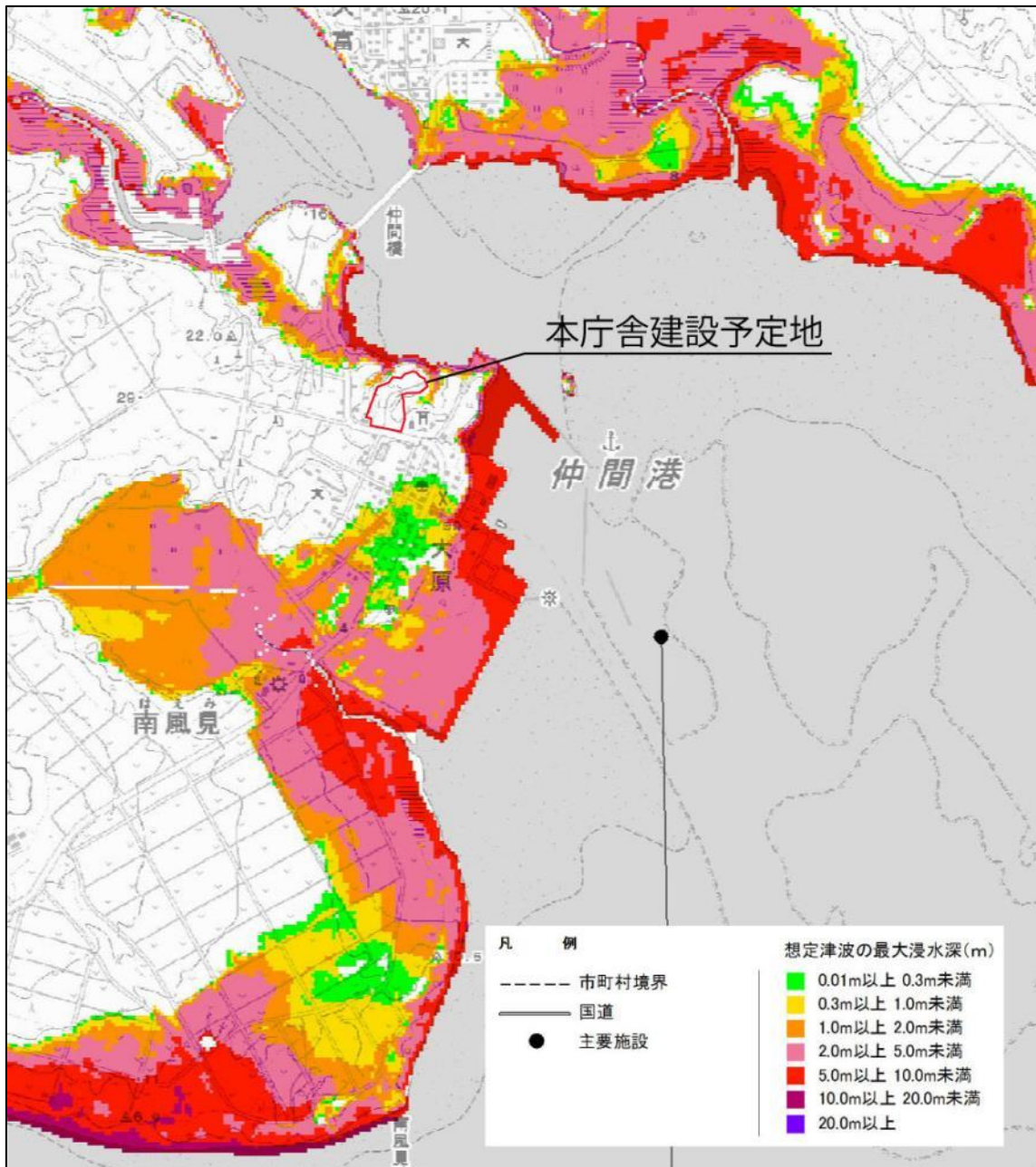


【地形条件】 大原集落の北側、県道を隔てて位置し、敷地北側（仲間川）に向けて緩やかに傾斜し、琉球石灰岩の地盤で形成されている。

【環境条件】 南側に集落部があり、周囲は樹林地（史跡名勝天然記念物・保安林）のリウキュウマツが分布している。また、樹林地には、蝶が越冬の為に生息する。

【利便性】 仲間港を海上交通の中心とする為、港から300mの距離は徒歩圏内といえ、船を利用し来る来庁者に対して利便性の高い場所と言える。

【防災条件】 海拔11mやや高台に位置し、沖縄県津波浸水想定区域図（H27.3）において津波浸水想定区域外となっている。

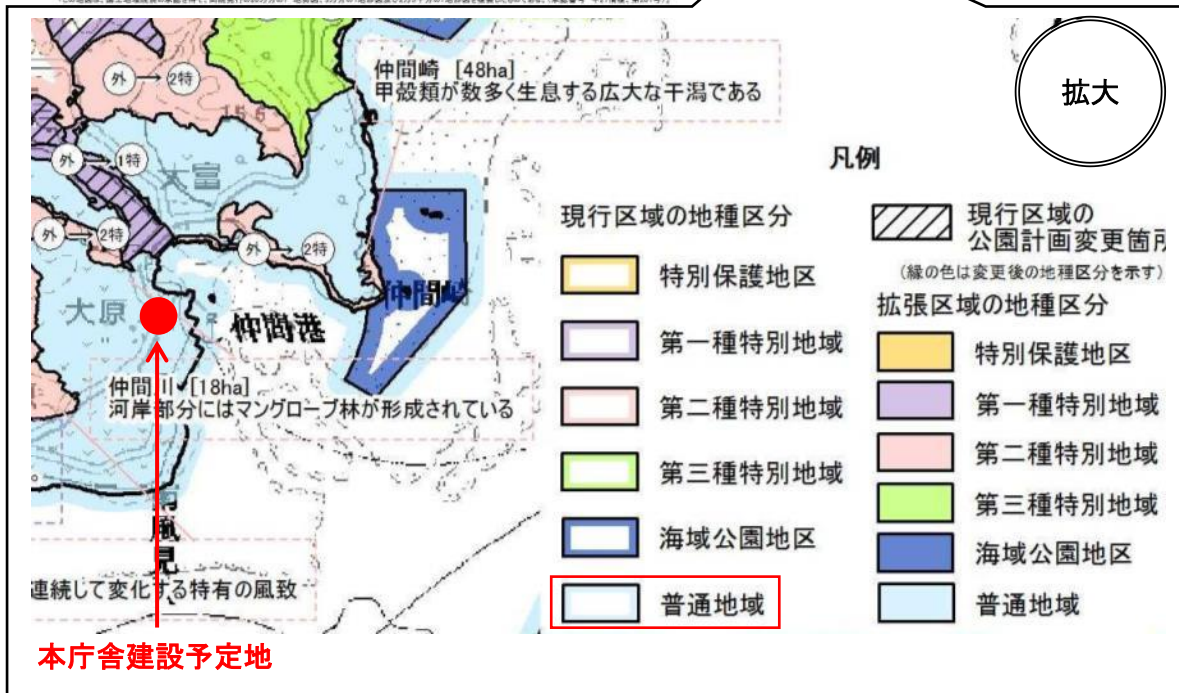
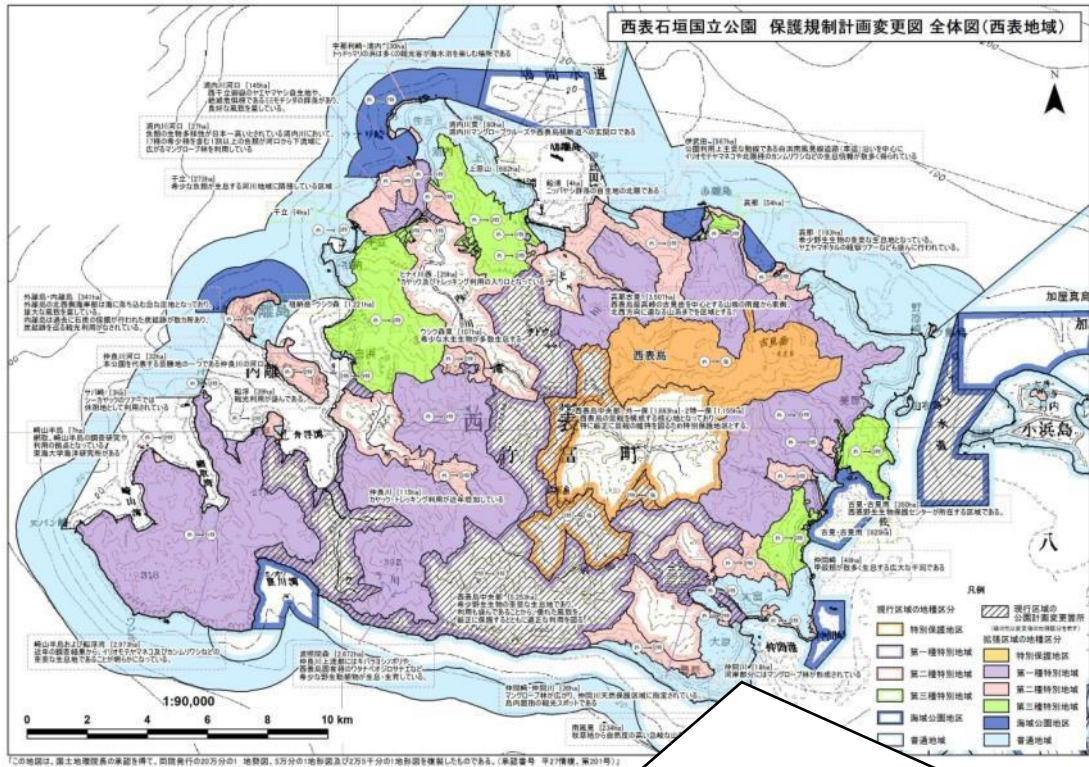


沖縄県津波浸水想定区域図 (H27.3) より

2) 本庁舎建設予定地にかかる計画等の整理

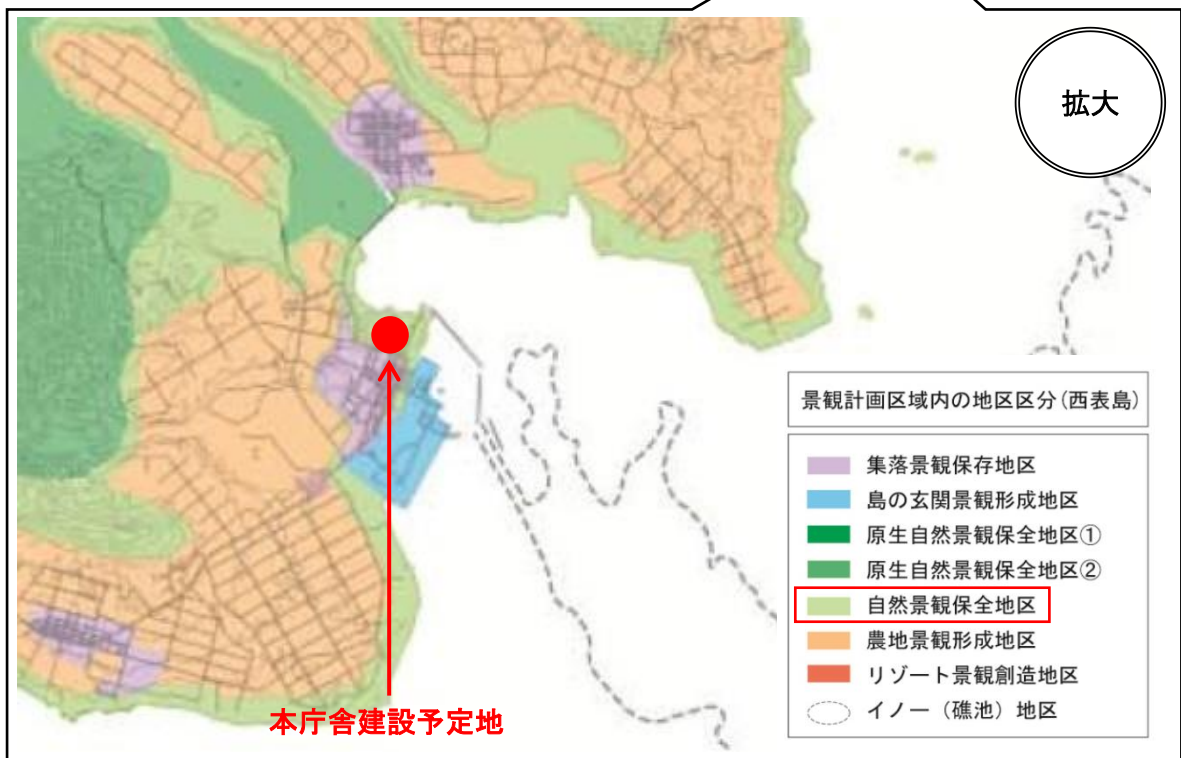
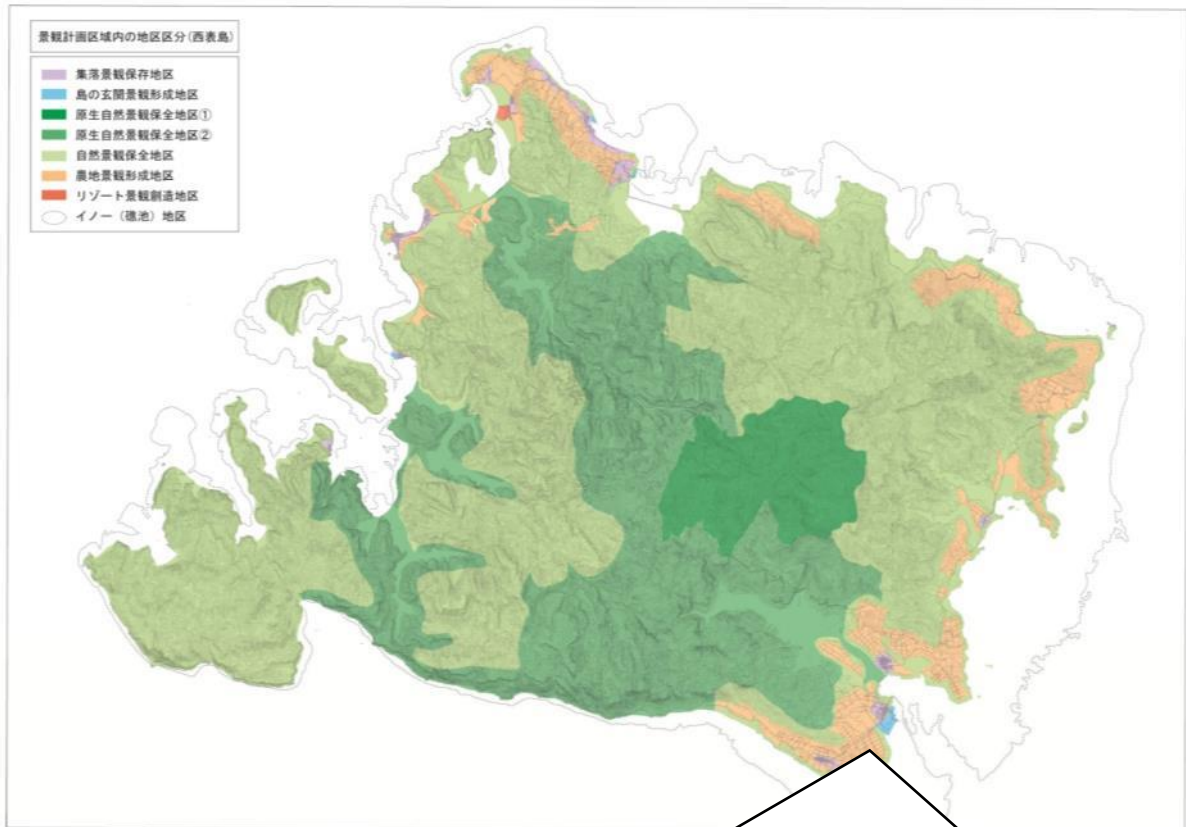
①西表石垣国立公園計画

本庁舎の移転先となる西表島は西表石垣国立公園の区域内であり、中でも建設予定地は「普通地域」に位置します。



②竹富町景観計画

本庁舎の建設予定地は、竹富町景観計画の「自然景観保全地区」に位置しています。



■地区区分別の景観形成の方針

自然景観保全地区	
○建築物・工作物の建築・建設等にあたっては、島の骨格を形成する山並みや緑の稜線を阻害しないよう、配置や規模、素材等に十分配慮したものとします。	
○森林の適正管理に努め、良好な森林景観を維持します。	
○変化に富む海岸線や美しい砂浜等、良好な海岸景観を構成する資源を保全します。	
○海岸付近に建築物等の建築・建設等を行う際には、島々の重要な景観資源である海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。	

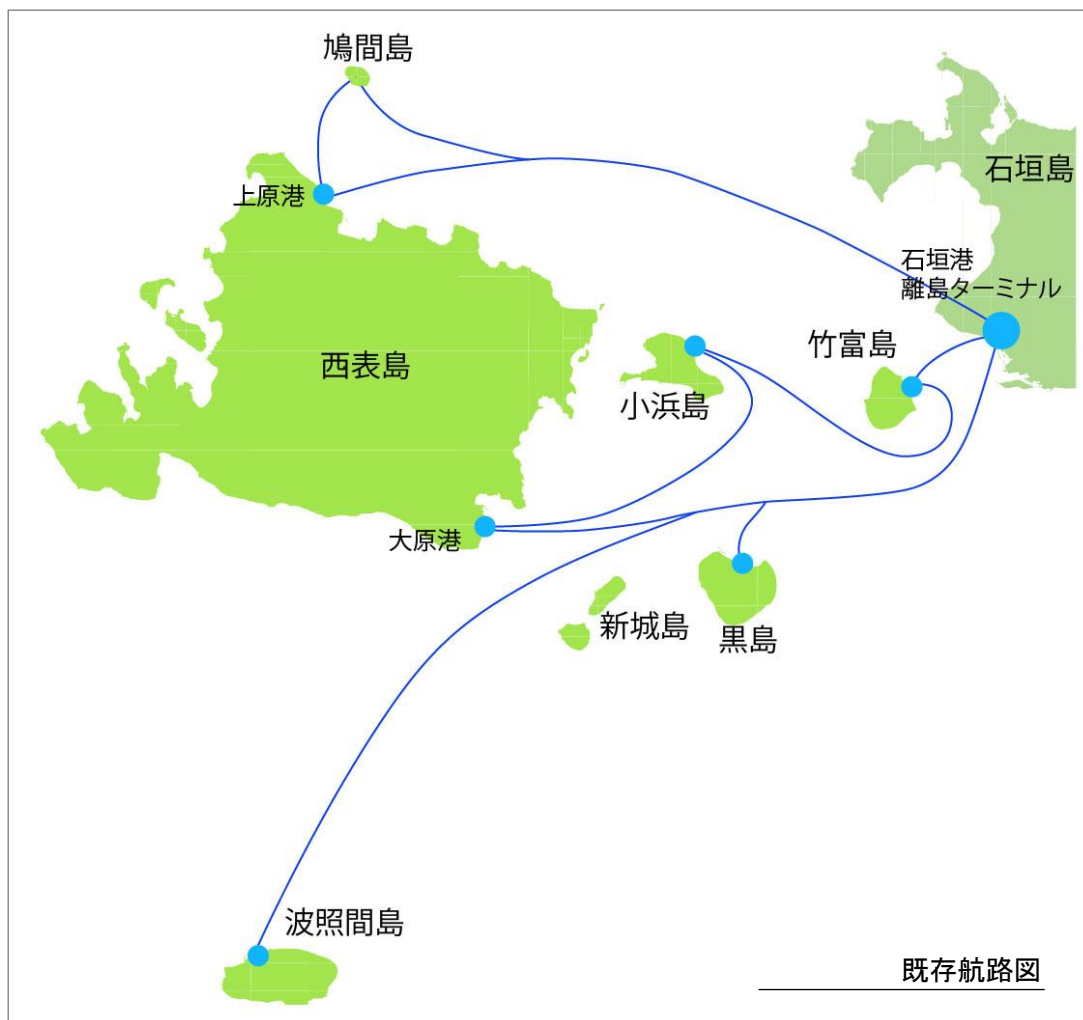
■景観形成基準

景観形成基準－自然景観保全地区－	
高さ・配置	<p>①建築物の高さは、原則として竹富島、新城島においては平屋かつ8m以下、その他の地域においては2階以下かつ10m以下とし、緑の稜線を乱さないよう高さ・配置に配慮することとする。</p> <p>②建築物等の配置は、山並みの景観や海への眺望景観を阻害しないよう配慮することとし、建築物等が大規模となる場合は、自然景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行うこととする。</p>
形態・意匠	<p>①建築物の屋根の形状は伝統的な家屋形態との調和を図るため、寄棟(4～6寸勾配)、素材は琉球赤瓦葺きを基本とし、山並みや稜線等、周辺の景観と調和するよう配慮することとする。</p> <p>②周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いないものとする。</p> <p>③屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うものとする。</p>
色彩	<p>①建築物の外壁は、周辺の自然景観になじむ色彩(マンセル値：色相YR～Y、明度8以上、彩度3以下)とする。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものについては、この限りではない。</p>
敷地内の緑化	<p>①敷地内は敷地面積の60%以上の緑化を行うとともに、周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこととする。</p> <p>②屋外の駐車場は、できる限り緑化するものとする。</p>
垣・柵・塀	<p>①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5m以下とする。</p>
その他	<p>①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこととする。</p>

(9) 海上交通の現況調査

1) 現在の航路について

現在、町内各島々を結んでいる定期航路は以下の図の通りです。



2) 黒島・大原間定期航路実証実験について

「竹富町新庁舎建設のあり方に関する提言」において示された、町内の各島・各拠点間の円滑な移動を支える交通ネットワーク拡充の具体的推進を図る事、という提言に対して黒島港⇄大原港間で実証実験を行いました。

■黒島・大原間定期航路実証実験の概要

【目的】 定期航路の無い島間を就航し、これをモデル事業として島間を往来する利用者の利便性の向上・島間航路の確保を行い、交流人口の増加による地域振興を図ること。

【期間】 平成27年4月～平成28年3月

【運行状況】 1日2往復（黒島⇄大原）

【結果】 (運行回数) 1,407回

(利用者数) 1,148人

(1運行あたりの利用者数) 平均0.82人

(運行収入) 100万円

(運行にかかる費用) 約2,100万円

■平成27年度 黒島・大原間定期航路運航 実証実験結果

	運航回数 (片道)	往 復		片 道		身 障		旅 行 社		周 遊 券		人数計	1運航 当たり 人数	運航収入 金額計 (A)	航路費用 (B)	補助金 (B)-(A)
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額					
4月	120	14	18,590	37	29,850	0	0	0	0	6	2,160	57	0.48	50,600	1,800,000	1,749,400
5月	121	20	32,200	73	60,500	2	960	0	0	3	1,080	98	0.81	94,740	1,815,000	1,720,260
6月	120	28	45,080	46	38,640	0	0	10	8,000	7	2,340	91	0.76	94,060	1,800,000	1,705,940
7月	112	5	8,050	56	45,810	2	960	9	6,400	8	2,880	80	0.71	64,100	1,680,000	1,615,900
8月	102	26	41,860	67	53,820	0	0	2	1,600	2	720	97	0.95	98,000	1,530,000	1,432,000
9月	108	5	6,950	61	40,210	0	0	0	0	4	1,440	70	0.65	48,600	1,620,000	1,571,400
10月	124	8	11,120	32	23,360	3	1,110	3	2,070	0	0	46	0.37	37,660	1,860,000	1,822,340
11月	120	25	34,750	48	34,320	1	370	6	4,140	1	360	81	0.68	73,940	1,800,000	1,726,060
12月	124	10	13,900	43	31,390	0	0	1	690	4	1,440	58	0.47	47,420	1,860,000	1,812,580
1月	116	24	26,560	25	18,250	1	370	2	1,380	1	360	53	0.46	46,920	1,740,000	1,693,080
2月	116	35	45,250	54	39,420	0	0	163	112,470	5	1,620	257	2.22	198,760	1,740,000	1,541,240
3月	124	42	50,220	45	32,490	0	0	71	44,390	2	720	160	1.29	127,820	1,860,000	1,732,180
計	1,407	242	334,530	587	448,060	9	3,770	267	181,140	43	15,120	1,148	0.82	982,620	21,105,000	20,122,380

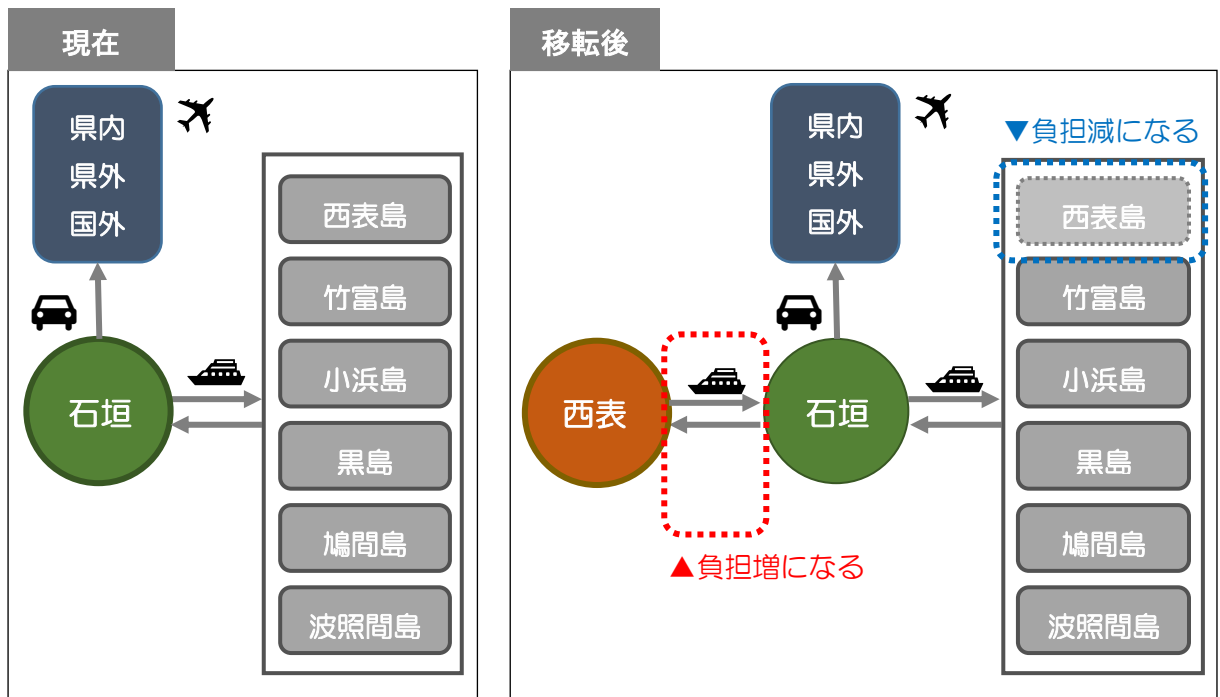
出典: 庁内資料

3) 職員の外勤・出張に関する負担について

職員の町内各島への外勤や県内外・国外への出張の現状を調査し、本庁舎が西表島大原に移転することに伴う、外勤にかかる時間や費用の変化を把握します。

■本庁舎移転後における職員の移動イメージ

本庁舎が移転することで、西表島での現場業務にかかっていた移動の負担が削減される一方で、現在陸路のみで済んでいる石垣市内での外勤は航路を利用することとなります。また、町内各島への外勤や出張にあたっては、大原港⇄石垣港間の負担が増えることとなります。

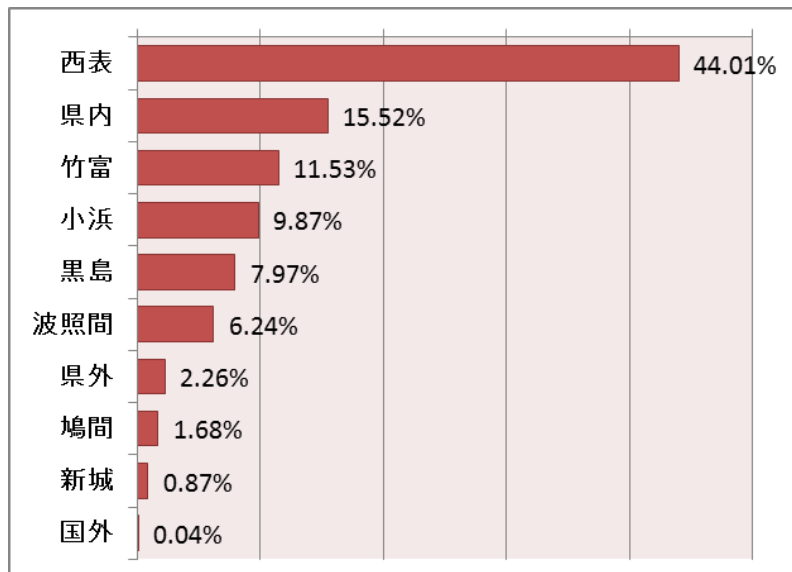


4) 本庁舎職員の外勤・出張の実態

本庁舎職員の外勤・出張の実態把握調査として、「平成 27 年度 旅行命令簿」の記録を基に、各用務地への外勤・出張頻度を集計しました。また、それには含まれない石垣市内での外勤頻度については、「公用車使用記録簿」を基に、課別・目的別で集計を行っています。

■平成 27 年度における本庁職員の外勤・出張状況

用務地	回数	%
西表	2065	44.01%
県内	728	15.52%
竹富	541	11.53%
小浜	463	9.87%
黒島	374	7.97%
波照間	293	6.24%
県外	106	2.26%
鳩間	79	1.68%
新城	41	0.87%
国外	2	0.04%



「平成 27 年度 旅行命令簿」より

■平成 27 年度における石垣市内での外勤状況

	① 空港	② 港	③ 消防署	④ 合同庁舎	⑤ 警察署	⑥ 郵便局	⑦ 病院等	⑧ 保健所	⑨ 銀行	⑩ 法務局	⑪ 商工会	⑫ 観光協会	⑬ 環境省	⑭ 税務署	⑮ 石垣市	⑯ 气象台	⑰ 八重山漁協	⑱ 地方合同庁舎	⑲ 振興センター	⑳ 福祉センター	㉑ その他	合計
総務課	28	41	36	16	11	387	13	8	2	4	0	0	0	0	1	7	0	0	0	3	131	688
企画財政課	20	26	1	1	2	3	1	0	1	4	4	0	1	0	0	0	0	1	0	0	23	88
税務課	2	16	0	55	3	9	0	0	4	31	0	0	0	6	0	0	1	0	0	0	28	155
健康づくり課	3	23	0	8	0	11	28	5	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	27	117
農林水産課	9	33	0	1	0	1	0	0	4	7	0	0	0	0	2	0	4	0	59	0	93	213
商工観光課	1	3	0	11	0	0	0	2	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	26	50
建設課	2	8	0	12	3	0	0	3	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	28	63
水道課	9	19	0	11	2	1	0	0	1	0	0	0	6	0	5	0	4	0	0	0	38	96
会計課	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
介護福祉課	4	26	4	25	0	1	77	10	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	7	70	227
自然環境課	2	41	0	2	1	0	0	3	2	2	1	1	4	0	1	0	0	0	0	0	73	133
役場移転推進課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
教育委員会	23	144	0	84	1	11	5	0	11	3	0	0	0	0	1	4	0	0	0	3	279	569
農業委員会事務局	3	0	0	5	0	0	0	0	0	18	0	0	0	1	0	0	0	0	6	0	3	36
選挙管理事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
議会事務局	10	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	32
合計	116	387	41	231	23	425	124	31	33	77	6	3	11	7	13	11	11	1	69	15	839	2,474

「公用車使用記録簿」より



■移転後、本庁舎職員の石垣市内における外勤回数の想定

平成 27 年度の実態を基に、移転後、本庁舎職員が西表島から石垣島へ外勤する回数の想定を行います。

- 1) 移転後も引き続き行われるとは考え難い以下の目的の外勤数を削除する。

【削除項目】

- ①空港…県内・県外・国外への出張回数（P6）と重複するので削除。
- ②港…主に、現庁舎から石垣港までの送迎であり、移転後は必要なくなるので削除。
- ⑳その他…消耗品購入のため商店やホームセンターへの外出が多いため削除。

- 2) この内には、石垣支所の職員によって対応可能な用事も含まれると考え、現状の2/3程度に減少すると想定し、移転後の石垣市内での外勤回数を以下の通りとする。

$$\{ \text{「石垣市内での外勤合計」} - (\text{①} + \text{②} + \text{㉑}) \} \times 2/3 = \text{移転後の市内への外勤数}$$

$$\downarrow$$

$$\{ 2,474 - (116 + 387 + 839) \} \times 2/3 \doteq 755 \text{ 回/年}$$

5) 各島における移転後の時間・費用の負担比較

航路は現状のまま、庁舎が移転した際の時間と費用の負担について現状と移転後の比較を行います。職員の移動については、本庁舎から出発して本庁舎へ戻ることを基本として想定します。

		各島への移動時間・費用						比較
西表 大原	従前	時間 費用	40 1,570	→	40 1,570	→	石垣	時間-80分減 費用-3,140円減
	移転後	時間 費用	0 0	→		→	大原	
竹富島	従前	時間 費用	15 600	→	15 600	→	石垣	時間-80分増 費用-3,140円増
	移転後	時間 費用	40 1,570	→	15 600	→	石垣	
					15 600	→	竹富	
						→	石垣	
						→	大原	
小浜島	従前	時間 費用	30 1,060	→	30 1,060	→	石垣	時間-80分増 費用-3,140円増
	移転後	時間 費用	40 1,570	→	30 1,060	→	石垣	
					30 1,060	→	小浜	
						→	石垣	
						→	大原	
黒島	従前	時間 費用	30 1,150	→	30 1,150	→	石垣	時間-80分増 費用-3,140円増
	移転後	時間 費用	40 1,570	→	30 1,150	→	石垣	
					30 1,150	→	黒島	
						→	石垣	
						→	大原	
鳩間島	従前	時間 費用	45 2,060	→	45 2,060	→	石垣	時間-40分増 費用-2,560円減
	移転後	時間 費用	50 0	→	15 780	→	鳩間	
					15 780	→	上原	
						→	鳩間	
						→	上原	
						→	大原	
波照間島	従前	時間 費用	70 3,090	→	70 3,090	→	石垣	時間-80分増 費用-3,140円増
	移転後	時間 費用	40 1,570	→	70 3,090	→	石垣	
					70 3,090	→	波照間	
						→	石垣	
						→	大原	
県内 県外 市内	従前	時間 費用	0 0	→		→	石垣	時間-80分増 費用-3,140円増
	移転後	時間 費用	40 1,570	→	40 1,570	→	石垣	

6) 移転後の外勤・出張にかかる負担の算出

前項の「1) 本庁舎職員の外勤・出張の実態」および「2) 各島における移転後の時間・費用の負担比較」をもとに、下記の要領で年間の負担の増減を試算します。

各用務地への外勤回数 (P6-7) × 1 回あたりの時間・費用の負担 (P8) = 負担の増減

用務地	外勤回数	1 回あたりの負担		負担の増減 (年間)
		時間	費用	
西表島	2,065	時間	80 分減	約 2,750 時間減
		費用	3,140 円減	約 648 万円減
竹富島	541	時間	80 分増	約 720 時間増
		費用	3,140 円増	約 170 万円増
小浜島	463	時間	80 分増	約 620 時間増
		費用	3,140 円増	約 145 万円増
黒島	374	時間	80 分増	約 500 時間増
		費用	3,140 円増	約 117 万円増
鳩間島	79	時間	40 分増	約 50 時間増
		費用	2,560 円減	約 20 万円減
波照間島	293	時間	80 分増	約 390 時間増
		費用	3,140 円増	約 92 万円増
新城島	41	時間	—	現状通り
		費用	—	現状通り
県内	728	時間	80 分増	約 970 時間増
		費用	3,140 円増	約 229 万円増
県外	106	時間	80 分増	約 140 時間増
		費用	3,140 円増	約 33 万円増
国外	2	時間	80 分増	約 3 時間増
		費用	3,140 円増	約 0.6 万円増
市内	755	時間	80 分増	約 1,010 時間増
		費用	3,140 円増	約 237 万円増

■ 移転後の外勤・出張にかかる負担

負担増減の計算方法				
	各用務地での負担増合計	－	各用務地での負担減合計	= 負担の増減
			↓	
【時間】	約 4,403 時間増	－	約 2,750 時間減	= 約 1,653 時間増
【費用】	約 1,024 万円増	－	約 668 万円減	= 約 356 万円増

つまり

移転に伴い、外勤・出張にかかる負担については、

約 1,653 時間、約 356 万円（年間）

の負担が増えることとなる。

わかりやすく時間を金額に換算してみると、
 $1,653 \text{ 時間} \times 1,586 \text{ 円（時給※）} \div 6 = 262 \text{ 万円}$

※一般職員の平均月給より時給（1,586 円）を割り出している。

約 262 万円 + 約 356 万円 = 約 618 万円

上記の算出方法で外勤・出張にかかる負担を計算したところ、
 現在の外勤・出張費に加えて 約 620 万円（年間）が増額になることとなる。

注）便の乗り継ぎに係る時間のロスは含まれていないため、最小限の負担であると考えられる。

7) 補助対象航路について

現在、町内を結ぶ航路の内、7区間が補助対象航路として国の補助金を受けて運行しています。

■補助対象航路とは

「離島航路」とは、離島航路整備法において、本土と離島とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路、その他船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路のことをいいます。

離島航路のうち、次の基準をはじめその他いくつかの基準を満たす航路を「補助対象航路」といい、近年、人口減少等を主な原因とする利用者の減少により航路事業の継続が困難な状況となっているものの、離島住民の足として、また、生活物資の輸送手段として非常に重要な役割を担っているため、国が補助金を交付してその維持を図っています。

離島航路整備法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、離島航路事業に関する国の特別の助成措置を定めることにより、離島航路の維持及び改善を図り、もつて民生の安定及び向上に資することを目的とする。

(航路補助)

第三条 政府は、離島航路事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該離島航路の維持を助成するための補助金（以下「航路補助金」という。）を交付することができる。

■補助対象航路の要件

- ①離島振興法により指定された離島振興対策実施地域又はこれらに準ずる地域（奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法又は沖縄振興特別措置法）に係る航路であること。
- ②本土と前号の地域又は地域相互を連絡する航路であり、かつ、他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。
- ③当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。
- ④当該航路において関係住民のほか、郵便物又は生活必需品及び主要物資を輸送していること。
- ⑤当該航路の経営により生ずる欠損が明らかに止むを得ないと認められるとともに、整備計画に適合する運航計画に従って営んだ場合における標準欠損額が25万円以上であることが見込まれること。
- ⑥当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として、当該航路に係る離島の属する都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定すること。（←指定区間）

■指定区間について

現在、竹富町における指定区間は以下のように定められています。

指定区間の名称	区 間	サービス基準		
		旅客定員・自動車航送台数(乗用車)・貨物積載トン数	運航回数	運航時季
竹富地区	西表島のいずれかの港(船浮港及び竹富町宇崎山網取を除く。)と石垣港、石垣漁港又は登野城漁港との間	旅客定数 45人	旅客輸送 3往復/日	通年
		自動車航送台数 4台	自動車航送 3往復/週	
		使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。		
	竹富島のいずれかの港と石垣港、石垣漁港又は登野城漁港との間	旅客定数 45人	旅客輸送 3往復/日	通年
		自動車航送台数 4台	自動車航送 2往復/週	
		使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。		
	黒島のいずれかの港と石垣港、石垣漁港又は登野城漁港との間	旅客定数 45人	旅客輸送 3往復/日	通年
		自動車航送台数 4台	自動車航送 2往復/週	
		使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。		
	小浜島のいずれかの港と石垣港、石垣漁港又は登野城漁港との間	旅客定数 45人	旅客輸送 3往復/日	通年
		自動車航送台数 4台	自動車航送 3往復/週	
		使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。		
	鳩間島のいずれかの港と石垣港、石垣漁港又は登野城漁港との間	旅客定数 13人	旅客輸送 3往復/週	通年
		自動車航送台数 4台	自動車航送 3往復/週	
		使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。		
波照間島	波照間島のいずれかの港と石垣港、石垣漁港又は登野城漁港との間	旅客定数 30人	旅客輸送 2往復/日	通年
		自動車航送台数 4台	自動車航送 3往復/週	
		使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。		
船浮白浜	船浮港と白浜港との間	旅客定数 17人	旅客輸送 2往復/日	通年
		使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。		

(10) 運輸事業者への聞き取り調査

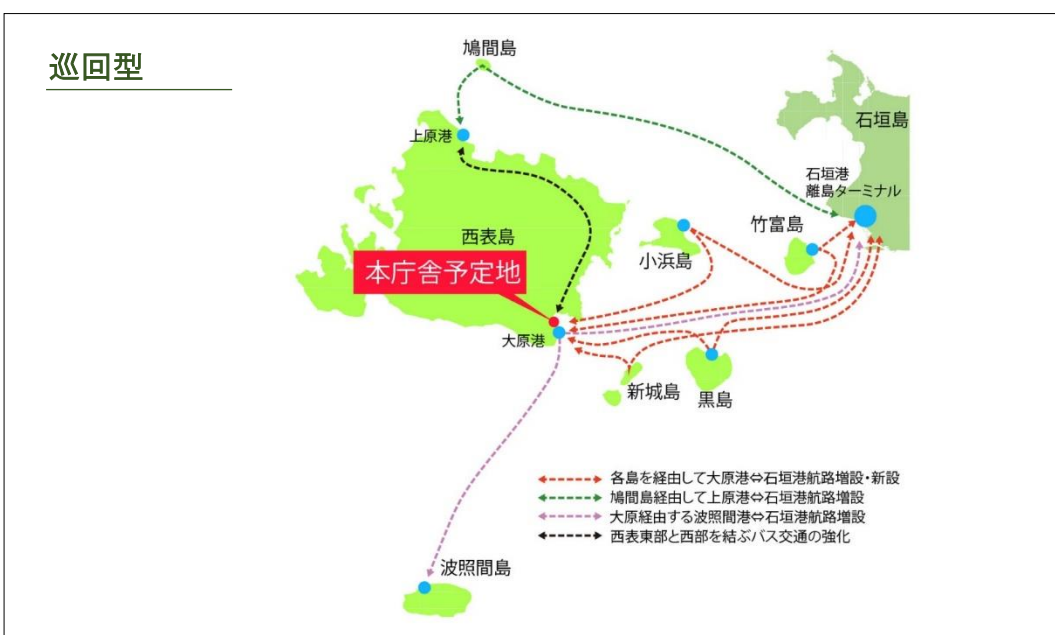
1) 運輸事業者ヒアリングの概要

【実施期間】平成 29 年 2 月 7 日

【対 象】・八重山観光フェリー 株式会社
 ・有限会社 安栄観光
 ・石垣島ドリーム観光 株式会社 (順不同)

【参考資料】・職員アンケート結果
 ・黒島・大原間定期航路実証実験の結果
 ・海上交通再編のイメージ

■海上交通再編のイメージ



2) 運輸事業者ヒアリングの結果

Q1. 通勤に関する大原⇄石垣港の早朝便、最終便増便の可能性について
<ul style="list-style-type: none">・石西礁湖では目視での航行となるため、視界確保が重要となる。現在の運行時間は日の出・日の入りに合わせているため、これ以上早くも遅くもすることは出来ない。【3社共通意見】・定員の25%の乗客数を確保しなければ、採算がとれない。・75名の職員を石垣から大原に運んだ場合、復路は乗客の確保が見込めない。・職員の通勤のための便となると必要なのは平日のみとなる。定期便で、曜日指定運行を国が認めるかどうか制度を確認する必要がある。・過去にも竹富島から通勤のために早い便や遅い便を出してほしいとの要望があり、試してみたが、乗るのは1~2人程度であった。
Q2. 各島と大原を結ぶ島間航路の可能性について
<ul style="list-style-type: none">・現在、複数島の周遊ツアーのため、早朝に石垣港を出発する便があるが、観光客以外の利用は少ない状況である。・実証実験が行われた黒島は観光資源が少ない。竹富島や小浜島との島間航路であれば違った結果が出てきたと想像する。・現在も島間航路のニーズはあるものの、採算が取れるほどではない。・新規路線の追加には、船の増船や船員を確保する必要性が伴う。黒島⇄大原の実証実験の際も、船が足りず定期便が回せなくなる事態となった。
Q3. 海上交通再編のイメージ（経路型・巡回型）について
<ul style="list-style-type: none">・巡回型は内回り・外回りの便をつくらなければ、目的地までが遠すぎて大変である。・課題としては、大原（仲間港）に船を係船しておく場所がない事。・海上交通ネットワークの再編にあたっては、観光客の移動なしには考えられない。・現状で余っている船というのはないため、新規路線の追加にあたっては、増船する必要がある、船の購入は1隻につき約4~5億円程度かかる。
Q4. 本庁舎が移転した場合に利便性の高い海上交通ネットワークについて
<ul style="list-style-type: none">・職員の移動に関しては、町営ボートを持つことも検討できるのではないかと。・町営の海上タクシーを持ち、運行を船会社に委託することも考えられる。・海上タクシーの可能性も考えられるが、単価が高い上、石西礁湖は簡単に走れる海域ではないため、委託先が航路をきちんと把握しているところかどうか見極める必要がある。

海上交通に関する主な課題を以下の通り整理します。

◎職員の外勤・出張に関する負担について

本庁舎の西表島移転に伴う負担の増減については、西表島での業務に係る負担が削減されるものの、その他の用務地にかかる負担増の方が上回り、現状よりも多くの外出・出張費用がかかることとなる。

◎職員の通勤に利用できる船便について

現状の運航便では、開庁時間に間に合う便が少ない。また、本庁舎で残業が発生した場合に、職員が石垣島へ帰る手段がなくなる。しかし、石西礁湖での航行ということから、早朝便・夜間便の増便が不可能である。

◎島間航路について

補助対象航路の考えから、本庁舎の移転先である西表大原と各島々間を結ぶ航路（島間航路）に対して国の補助を受ける航路とすることは困難である。また、補助を受けずに採算がとれるような路線の検討にあたっては、観光も併せて考えなければならない。

(11) 陸上交通の現況調査

1) 現在のバスの運行状況及び補助に関する事項

本庁舎の移転先である西表島の陸上交通については、現在、民間会社 1 社が県の補助「沖縄県生活バス路線確保対策補助金」を受けて運行している状況です。

■路線バスの運行状況

【区間】豊原～白浜の約 55km 区間

【運行回数】4 往復 / 日



■過去 3 年間の利用状況

	年間乗客数	1 日平均乗客数
平成 26 年度	35,393 人	約 97 人
平成 27 年度	33,513 人	約 91 人
平成 28 年度	29,837 人	約 82 人

※運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表より

第4章 町民意向

町民が、現在の行政サービスについて感じている事や、行政サービス再編に対して抱える不安や期待などの意向調査のため、町内全世帯を対象にアンケートを実施しました。

1) 町民アンケートの概要

【実施期間】平成29年3月2日～3月16日（2週間）

【対象】竹富町全世帯

【方法】各区長より配布、郵送にて回収

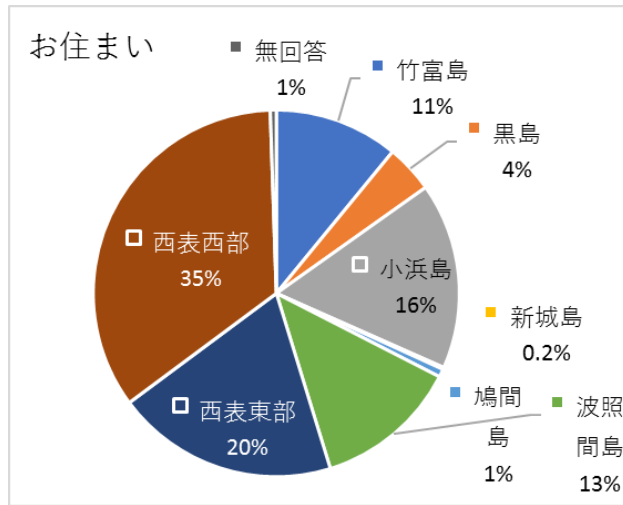
【配布数】2,405通

【回収数(率)】566通（23.5%）

2) 町民アンケートの結果

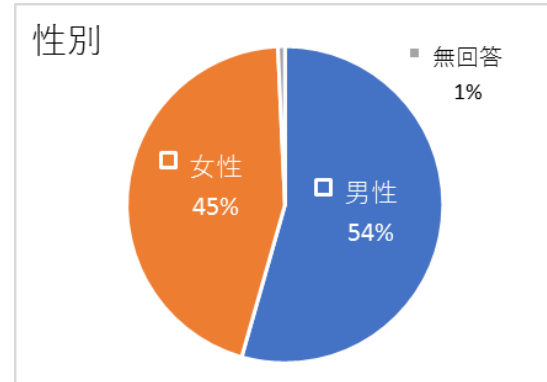
お住まいの地区

	票	%
竹富島	62	11%
黒島	24	4%
小浜島	93	16%
新城島	1	0%
鳩間島	4	1%
波照間島	72	13%
西表東部	111	20%
西表西部	196	35%
無回答	3	1%
合計	566	100%



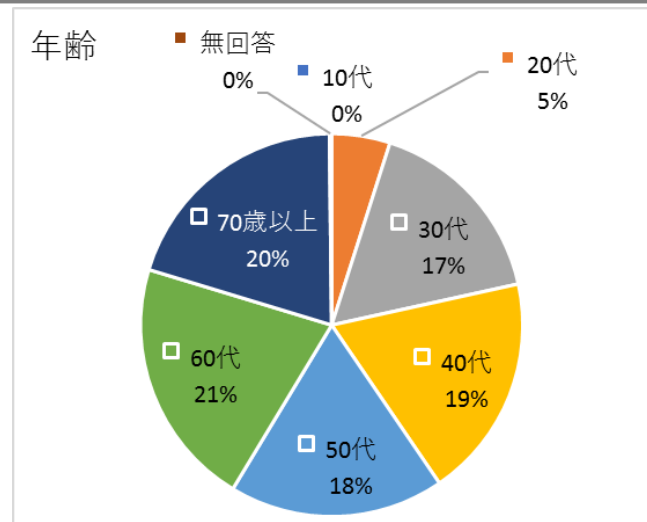
性別

	票	%
男性	308	54%
女性	254	45%
無回答	4	1%
合計	566	100%



年齢

	票	%
10代	0	0%
20代	28	5%
30代	94	17%
40代	107	19%
50代	103	18%
60代	119	21%
70歳以上	114	20%
無回答	1	0%
合計	566	100%



町役場の利用について

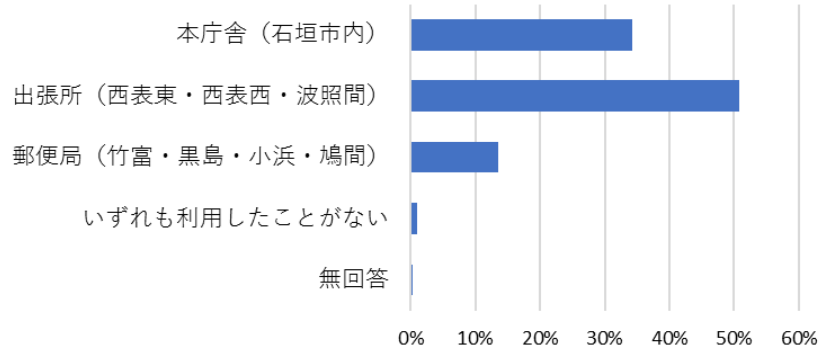
Q.現在、あなたが一番よく利用するのはどちらですか。

	票	%
本庁舎（石垣市内）	192	34%
出張所（西表東・西表西・波照間）	293	52%
郵便局（竹富・黒島・小浜・鳩間）	74	13%
いずれも利用したことがない	5	1%
無回答	2	0%
合計	566	100%

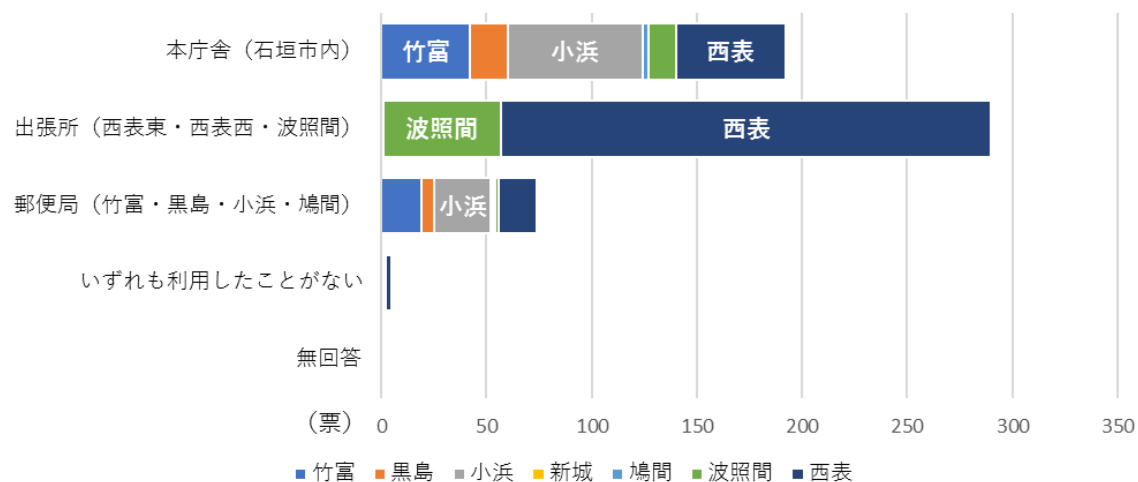
※出張所が設置されていない竹富島、黒島、小浜島、鳩間島においては、郵便局に以下の事務を委託しています。

日本郵便取扱事務 （証明書交付事務）	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本等、除籍謄本等 ・戸籍附票の写し ・住民票写し ・印鑑登録証明書 ・納税証明書
-----------------------	--

一番よく利用する行政施設



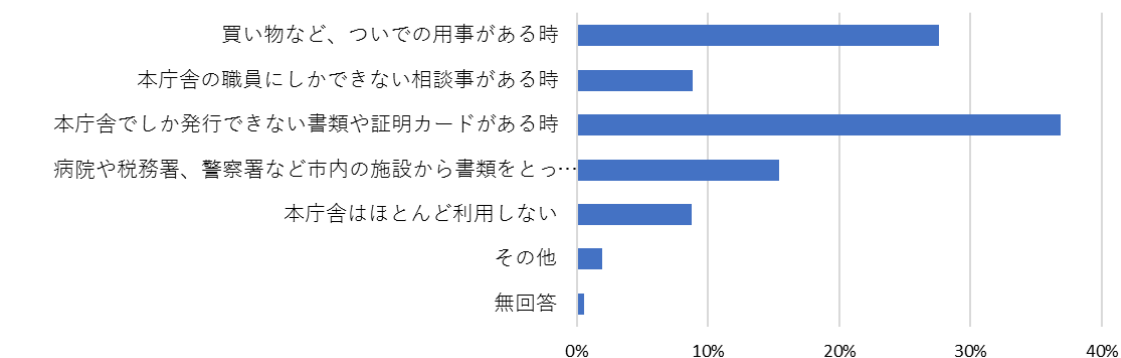
一番よく利用する行政施設（島別）



Q.本庁舎を利用する際の状況として、近いものはどれですか。

	票	%
買い物など、ついででの用事がある時	243	28%
本庁舎の職員にしかできない相談事がある時	78	9%
本庁舎でしか発行できない書類や証明カードがある時	325	37%
病院や税務署、警察署など市内の施設から書類をとって提出する必要がある時	136	15%
本庁舎はほとんど利用しない	77	9%
その他	17	2%
無回答	5	1%
合計	881	100%

本庁舎を利用する際の状況



【その他の意見】（一部抜粋）

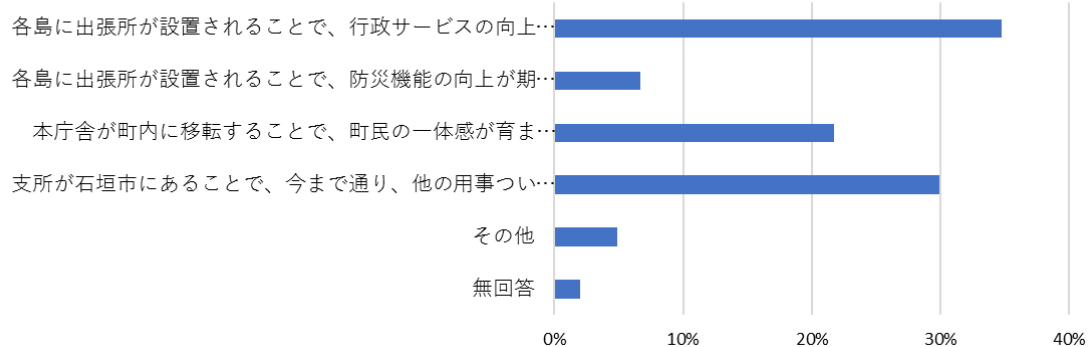
- ・ 会議・要請の際。
- ・ 出張所の業務がどこまで可能かわからないから。
- ・ 金融機関の用事がある時。
- ・ 会議室の使用。

新しい行政サービスについて

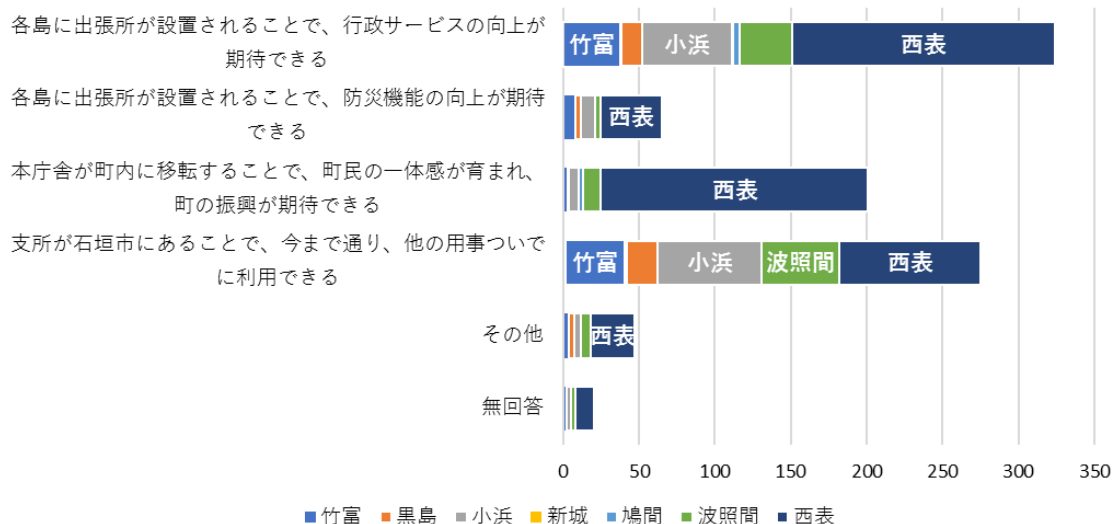
Q.行政サービス再編で期待することは、どれですか。

	票	%
各島に出張所が設置されることで、行政サービスの向上が期待できる	291	35%
各島に出張所が設置されることで、防災機能の向上が期待できる	56	7%
本庁舎が町内に移転することで、町民の一体感が生まれ、町の振興が期待できる	182	22%
支所が石垣市にあることで、今まで通り、他の用事ついでに利用できる	251	30%
その他	41	5%
無回答	17	2%
合計	838	100%

行政サービス再編で期待すること



行政サービス再編で期待すること（島別）

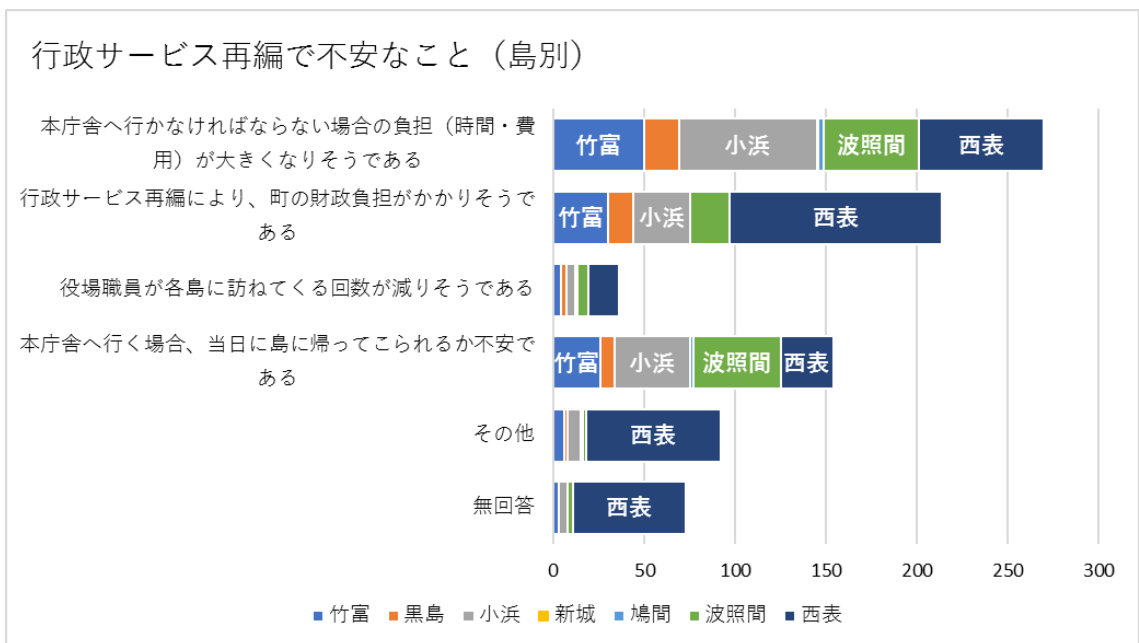
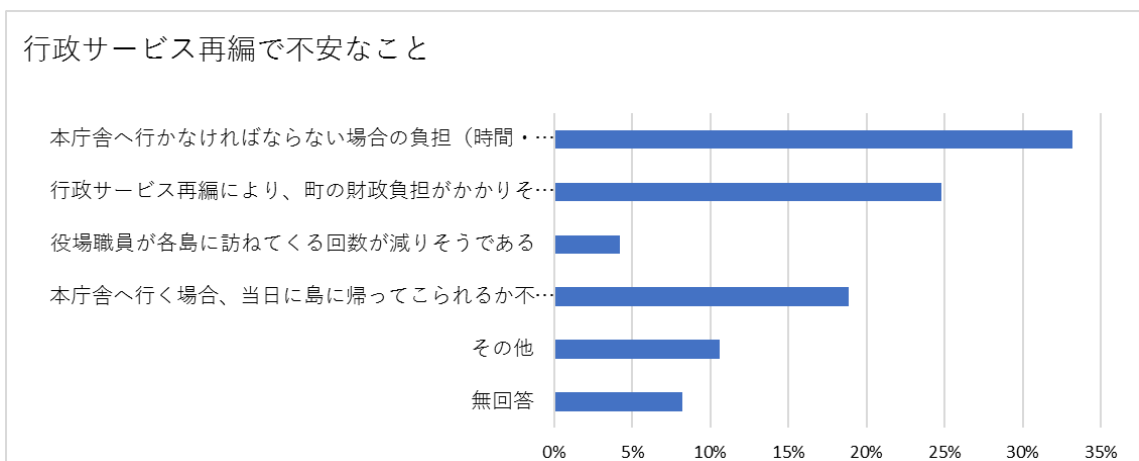


【その他の意見】（一部抜粋）

- ・役場職員が離島のメリット・デメリットを体感することで、町民との一体感が生まれる。
- ・役場職員が町民になることで、職員の意識が高まる。
- ・雇用をうみだす。
- ・離島間航路の充実と交通網の確立。
- ・わざわざ石垣まで行かなくても手続きがすむ。

Q.行政サービス再編で不安なことは、どれですか。

	票	%
本庁舎へ行かなければならない場合の負担（時間・費用）が大きくなりそうである	250	33%
行政サービス再編により、町の財政負担がかかりそうである	187	25%
役場職員が各島に訪ねてくる回数が減りそうである	32	4%
本庁舎へ行く場合、当日に島に帰ってこられるか不安である	142	19%
その他	80	11%
無回答	62	8%
合計	753	100%



【その他の意見】（一部抜粋）

- ・ 財政負担が増えるのではないかと。
- ・ 庁舎建設のコストを事前に町民に説明してほしい。
- ・ 出張所が出来ることで町民の税負担が増える。

- ・各島に出張所が出来るのであれば石垣に支所を置く意味があるのか。
- ・西表以外の島の方が不便になるのではないか。
- ・西表島と他の離島とのギャップが大きすぎる。
- ・大原港に大型船の出入りが出来ないこと。
- ・各出張所で出来る機能を増やさないと、今まで以上に不便になる。
- ・役場職員の多くが石垣市の住民であること。
- ・出張所では対応できない手続きのために丸一日つぶれてしまうこと。
- ・西表島の人口が増える。
- ・西表大原周辺が、開発などで大きく変わってしまうのではないか。
- ・今以上に、西表島以外の島の声が聞こえなくなるのではないか。
- ・本庁舎で働く人材の確保。
- ・役場としての機能がちゃんと維持できるかどうか。
- ・守秘義務が徹底されるか心配。
- ・西表と小浜をつなぐ船が少ない。
- ・西表島以外（西表西部も含め）の人達への交通サービス（船やバス）が出来るのか。
- ・用件は石垣島にあるので、本庁舎が西表島へ移転したら不便である。

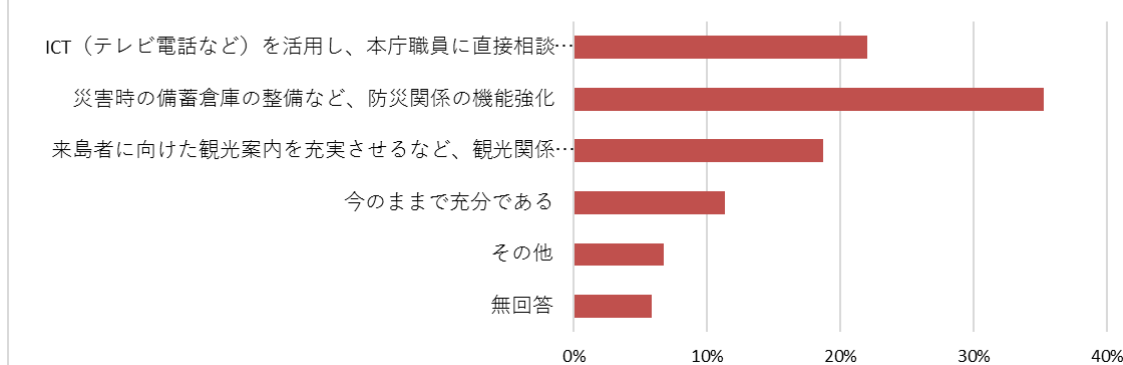
各島の出張所について（既存出張所がある地域のみ）

Q.出張所の機能を強化する場合、優先度の高いものはどれですか。

	票	%
ICT（テレビ電話など）を活用し、本庁職員に直接相談できるシステム強化	120	22%
災害時の備蓄倉庫の整備など、防災関係の機能強化	192	35%
来島者に向けた観光案内を充実させるなど、観光関係の機能強化	102	19%
今のままで充分である	62	11%
その他	37	7%
無回答	32	6%
合計	545	100%

主張所機能強化で優先度の高いこと

（既存出張所がある地域のみ）



Q.これまで出張所において行政事務・手続きで困った経験や、今後できるようになると良いと思うサービスはありますか。

- ・平日に出張所が休み、という事のないようにしてもらいたい。
- ・国民健康保険や年金等の相談が出来たら良いと思う。
- ・戸籍謄本、戸籍抄本が取れるようになれば便利だと思う。
- ・これまで出張所で取れなかった証明書や書類（パスポート、高校教育支援金のための納税証明等）が、多少時間がかかっても出来るようになると便利。
- ・印鑑登録、パスポートの受け取り、婚姻届け、出生届、母子家庭現況届など。
- ・転入・転出届ができると思えます。
- ・ICTを活用してテレビ会議（町内公民館長・区長・各種団体）ができるようにする。
- ・観光案内、海保、漁協などあらゆる情報が収集できる場所としてほしい。
- ・期日前投票が本庁でしかできないため、棄権することもあった。
- ・パソコンやインターネット、FAXやコピーが利用できるようになると良い。
- ・ATMがあるとありがたい。
- ・知り合いが窓口対応をしていると相談や手続きがしづらい。
- ・職員が臨時職員であると守秘義務はあるのか、また、職員が近所の人だとプライバシーや個人情報を守られているのか不安になる。

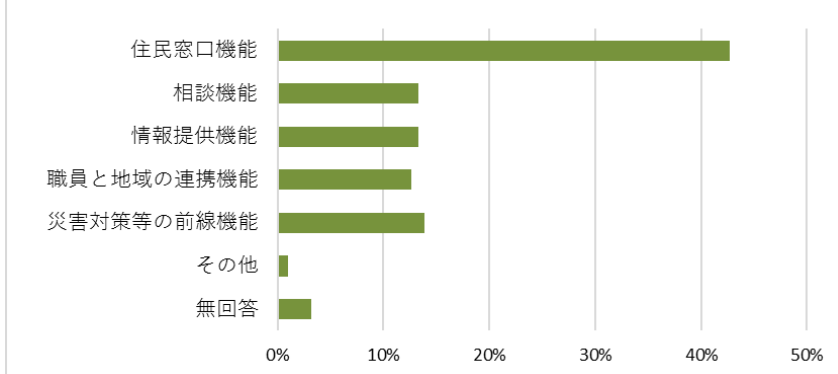
各島の出張所について（既存出張所がない地域のみ）

Q.新たに新設される出張所に求める機能について、優先度の高いものはどれですか。

	票	%
住民窓口機能	132	43%
相談機能	41	13%
情報提供機能	41	13%
職員と地域の連携機能	39	13%
災害対策等の前線機能	43	14%
その他	3	1%
無回答	10	3%
合計	309	100%

出張所に求める機能で優先度の高いもの

（既存出張所がない地域のみ）



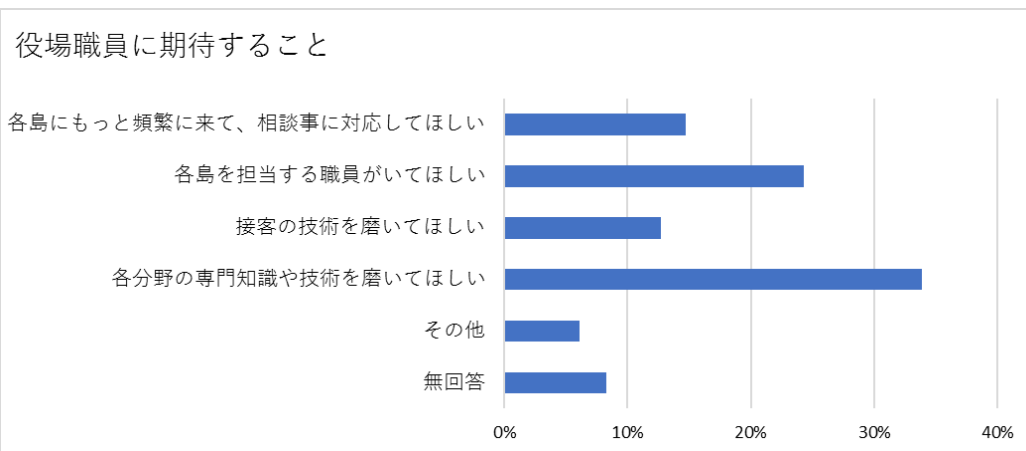
Q.これまで行政事務・手続きで困った経験はありますか。

- ・石垣でしかできない手続きの為に長時間年休をとって行かなくてはならなかった。
- ・相談窓口の担当者が休みだった為、後日また出向かなくてはならない事があり困る。
- ・担当者不在の為、日時を改めなくてはならなくなり、船賃と時間が無駄になった。
- ・書類が届いた際、理解が難しい。教えてくれる人がいない。
- ・町役場になかなか行けない。身近に相談できたり、税の振込みができたりすることが出来たらと思う。
- ・提出した書類について、職員の確認漏れで再度役場へ足を運ぶことになった。
- ・仕事の都合上、買い物は週末に行くが、役場に行くためには、平日休まなければならない。
- ・何をどの部署で行うべきかわからなくて困った。もっとわかりやすくしてほしい。
- ・窓口が開いている時間帯に行くことが難しい。
- ・住民票を郵便局でとったが、マイナンバー付きのものは石垣へ行かなければ取れず、二度手間になった。

今後の行政サービスについて

Q. 今後、役場職員に期待することはどのようなことですか。

	票	%
各島にもっと頻繁に来て、相談事に対応してほしい	132	15%
各島を担当する職員がいてほしい	218	24%
接客の技術を磨いてほしい	114	13%
各分野の専門知識や技術を磨いてほしい	304	34%
その他	55	6%
無回答	74	8%
合計	897	100%



【その他の意見】

- ・ サービスの柔軟性、きめ細やかな対応。
- ・ 各島に移住してほしい。
- ・ 竹富町民になってほしい。
- ・ 島の現状を知ってほしい。
- ・ 町内のことをもっと把握してほしい。
- ・ 町民・島目線で職務に当たるべき。
- ・ 離島苦を共有するためにも行政区で執務をとることが大事。
- ・ 庁内の連携をもって対応してほしい。
- ・ 町で雇用、人口を増やすビジョンを持ち、実行すること。
- ・ 担当が替わる際には、仕事の引継ぎを確実にしておいてほしい。

(各行政施設のあり方・配置に関すること)

- ・早急に本庁舎を西表島に、出張所を各島々に設置、出張所でも会議、議会が行えるようにする。
- ・各出張所で全ての行政サービスが可能とすべきである。交通費がいらぬ、時間が少なくて済む、天候が気にならないといった利点がある。
- ・各出張所で全ての行政サービスが可能になると、石垣市所がいらなくなる。(建設費、人件費、維持費等) 町財政の負担が軽くなる。
- ・全国の中でもめずらしい竹富町の行政区域(6島に住民が分散居住)であることから、国及び県の担当省庁と行政サービスについて協議すべきである。
- ・各出張所で受けられるサービスが本庁舎並みであれば不安はなくなると思われる。
- ・印鑑登録・戸籍謄本・抄本が本庁でしか取れないため、わざわざ石垣島へ行かなくてはならず無駄が多い。
- ・通信環境強化によるIT整備で、本庁と各出張所との連携をよりスムーズにするようお願いいたします。
- ・役場移転よりも各出張所で対応できることを増やしてほしい。
- ・職員が定期的に各離島を回って、相談、聞きとりなど、住民の声(困っていること)を聞いてほしい。
- ・役場移転大反対です。西表東部以外の住人には非常に不便になり、かつ負担になります。石垣市内に数々の重要施設があり、役場と連携させることが多いです。
- ・何故なら公共機関、税務署、労働基準所、病院、高等学校等は石垣にしかないことから、役場移転は反対です。
- ・出張所の機能を整えて、各島におかないと、西表に本庁を置いても不便になるだけ。必ず各島に出張所を置いて下さい。
- ・「石垣に出たついでに」よりも「地元出張所で」の方が時間的にも金銭的にも楽なはず。
- ・各出張所の機能が充実してもらえると色々と便利になります。
- ・各島に職員が分散することで今までの石垣にある町役場で出来ていたことが難しくなることもあるのではと思う。
- ・全ての手続きが出張所で出来たらいいですね。
- ・本庁舎が西表に移った後、石垣にも支所を置く場合、港付近に開設してほしい。
- ・出張所有料のコピー、FAX機が使える様になったら良い。
- ・わざわざ石垣で書類を申請し買い物し、手続きしてなど本当に大変。子供がいて、お天気も悪い日もあるので各島に出張所が出来るのは大賛成。

- ・役場の移転に関して、災害時に対応できる場所であるか？ 海拔の高さ等が気になります。
- ・各離島をまわったり、役場職員の方々は大変だと思います。不便を感じているかもしれないませんが、島民にとってはそれが普通であって、便利になることだけを求めているわけではありません。各島々では状況が違うところもありますが、それぞれに対応した（理解した）行政サービスであってほしいと思います。
- ・12：00～13：00の間、役場職員全員が休むのではなく、1～2名でも対応できる職員を待機させてほしい。
- ・石垣のサンエー周辺もしくは、離島ターミナル周辺に新設されれば、買い出しのついでなどに利用することができてとても助かります。
- ・常時職員がいて相談事を聞いてほしい。
- ・西表に本庁ができると交通面で不安でしたが、石垣や各島へ出張所ができるのであれば助かります。
- ・出張所は、お昼に休まれては業務中抜け出さねばならない。いつも人が対応してくれるようにしてほしい。
- ・12：00～13：00に休憩時間があるので、昼に一斉に休むのをやめてほしい。
- ・町内各島に出張所が出来たら石垣島の支所はいらない。
- ・本庁舎が西表に行った場合、本庁舎に行かなければ出来ない事が1つでもあるならすごく不便。
- ・今まで石垣で出来ていた業務は本庁が大原になっても石垣で出来るのか。本庁の用事のためだけに東部へ行くのは遠い。
- ・各島の担当のような、窓口となる人がいて、その人が役場の各課と調整して下さると、住民の意見が反映しやすくなると思います。
- ・各出張所で得られる各種書類等は、石垣にある各団体や機関に提出するので、石垣まで行かなければ意味がない。各島で得られる行政サービスとは何か、もう一度検討してもらいたい。

(行政区内への役場移転に関すること)

- ・石垣市民による町役場運営ではなく、一日も早く竹富町民による町役場運営をしてほしい。竹富町役場は石垣市民の職場となっている。
- ・役場職員は大切な人材です。職員やその家族が地域と関わり合い相互に助け合う事が出来れば、もっと町が発展すると思う。島同士で争っても意味がない。協力しあって、県に要望を言うくらいの結束が必要。役場移転はその意味でも大事な事。
- ・石垣市民ではなく、同じ町民として島の生活の中で困っている事などの改善を真剣に取り組んでほしい。
- ・町職員は出来る限り住所を町内に移す事が望ましいと思う。それにより、町民とともに生活することで、町民の事をなお一層理解することができると思う。また、税金を町に納入することで町の財政が豊かになる。
- ・現在の役場の状態では、職員が島の状況を得て知ることができる状況にないため、各島の困りごとが伝わっていないような気がする。つまり、島々の私たちにとって、現状をわかってもらっていないとの思いが役場及び職員に対する不満となってしまう。
- ・竹富町役場の現状は、石垣市民が働いている状況なので、町が出してる給与に対しての税金が石垣市に行ってしまう。町内で還元できてこそその役場かと思っています。
- ・役場職員が各離島の事を知らない感じがする。
- ・職員が、離島に住まないと住民の大変さや苦労はわからない。
- ・竹富町で職員でありながら石垣市民である為に、町長、町議選挙などの選挙権がない事。竹富町の職員が石垣市に税金を支払うシステムに不満。
- ・竹富町役場なのに、町外にあり職員に関しても、町外の方が多い、税金等を納める点からしても現状ではおかしい。
- ・職員の方たちはやはり行政を請け負うその土地で暮らさないと対応できない事ができてしまうのは当然だと思うので西表はだいぶ改善されるだろうと予想されます。ただ、他の島々も同じように改善されるよう願います。
- ・各島々で抱えている問題が異なるので、役場の方も大変とは思いますが、実際に島に住み、島の事を色々考えていただけの方が役場の職員さんに増えていただけたら嬉しいです。
- ・竹富町の現状がわかっていない方（石垣に住んでいるため）が多すぎて、話が伝わらないことが多々ある。
- ・もっと各島を訪問して、困っていることを拾い上げて対応してください。他人事になっているように感じます。

(財政に関すること)

- ・今のままで充分だと思っているので、今よりもお金がかかることに反対です。西表の人にしか得がないと思っている。
- ・支所とか出張所とか余計なものと思っています。役所の出費をできるだけ小さくスリム化してほしい。今まで通りでよいと思います。
- ・本庁職員の各島への出張が増加して出張費が拡大しすぎて財政負担が多くならないように各島民が石垣の支所で用事が可能となるシステムづくりに努めてほしい。特に、石垣島から本庁に通う職員の交通費が大増加しないよう努める必要があると思う。
- ・町の財政に対して、町民ももっと意識を高くもって町内でお金をまわす（自立）の方向性を考えることが大事だと思う。
- ・再編することにより行政サービスの低下にならぬよう、財源確保についても慎重に取り組んでいただきたい。
- ・経費が掛かり過ぎてサービスが低下しないか。
- ・交通コストの問題も考えるとよいと思う。
- ・重複した施設が多いと思う。財政的に不安である。
- ・各島への出張所新設と移転に係る負担と利便性の向上が、本当につり合うのかが不安です。サービス、利便性はあまり変わらず、負担だけが増えることのないようにしてほしい。

(交通に関すること)

- ・欠航した時に帰れない場合に、港 or 近くに宿泊施設（雨風がしのげる場所）があるともっといいです。
- ・交通を理由に、しなければいけない仕事が後まわしになったり、やらないという事がないようにしていただきたい。
- ・大原と他の島を結ぶ航路は実現不可能（経済的に絶対になりたない）です。
- ・竹富町内に本庁舎をおき、船舶のアクセスを拡充させる等、他機関への要請やインフラ整備等を行うことで、観光産業もさらに充実できると思う。
- ・台風や災害で職員（石垣から通勤する職員）が出勤できるか。
- ・町独自のフェリー、高速船の運用。
- ・西表島（本庁舎）と各島々への交通の便を充実する必要がある。

(環境に関すること)

- ・先日の大雨で港が赤く泥水で濁っていました。赤土の流出をどうにかできないでしょうか。雨の降る時の調査が一番だと思う。

(機構改革に関すること)

- ・これまでの課設置のあり方が仕事上どのような不具合があったのか町民にわかりやすく説明周知を図ってほしい。そして今後再編に伴ってどのように仕事がスピーディーに行えるのか町民サービスの向上につなげることが出来るのかをお願いします。
- ・候補課をつくってほしい。広報たけとみの情報が、もっと充実しないと、何をやっているのかわからない。各課の取り組み事業がわかるようにすべき。
- ・住民に取り組みを伝えるという視点を持っていただきたいです。そうしなければ、役場と住民の溝は埋まりません。

(その他)

- ・町の魅力、財産は自然と文化が原点。
- ・竹富町各島々は色々な宝物が存在しています。それを輝かせるのも役場だと思っています。
- ・広く、島を愛する人の意見を聞くべきではないでしょうか。行政に関わる限られた人の意見だけで、島の色々な事が決められているような気がします。
- ・各島の特色を理解し、本当に必要なものを見極めてほしい。
- ・役場移転は西表島以外の島民は望んでいるのか疑問である。そのあたりの意識調査を十分にしてからでないと、将来に禍根を残す結果になりかねない。
- ・本庁舎を西表島に移転しなければならない明確な理由説明をしてください。

町民アンケートから抽出された主な課題を以下の通り整理します。

◎各島において可能な行政手続きの拡充

現在、出張所では対応できず本庁舎へ行かなくては出来ない申請や届出（戸籍に関する届出や印鑑登録、パスポートの受け取りなど）がある。それによって、西表島以外の島の住民から「本庁舎へ行かなければならない場合の負担（時間・費用）が大きくなるのではないか」という不安の声が多く挙げられている。

◎町民生活に寄り添った行政のあり方について

町役場が行政区外にあることによって、住民は、各島々での状況や困りごとが職員に伝わりづらいつ感じていることが見受けられる。

◎財政に関する不安

行政サービスの再編に伴い、新設する施設の建設費や職員の通勤・移動に費用がかかってくることで、町の財政負担に対する不安が大きいことがわかる。

◎海上交通に関する不安

現在、本庁舎でしかできない手続については、時間と費用をかけて石垣島へ渡らなくてはならず、その上、担当者の不在や提出書類漏れなどがあつた場合に出直さなければならなかつたという経験談も寄せられていた。行政サービス再編においても、本庁舎へ行かなければならない場合、現在の海上交通では西表島以外の島の住民にとって時間や費用の負担が大きい。その他、荒天時に職員が通勤できず役場機能が維持されないのではないかとつた不安も挙げられている。

◎出張所に置くべき機能の整理

出張所を機能強化する場合、優先度の高いものとして「災害時の備蓄倉庫の整備など、防災関係の機能強化」が最も多く票を集めており、出張所における防災機能のあり方について、改めて見直す必要がある。

◎出張所の体制について

出張所職員の人員配置にあたっては、多分野に渡る手続きが求められており、「職員が不在で利用できない時がある」「職員が島内出身者で知り合いの場合、プライバシーの観点から相談や手続きがしづらい」などの町民意見が上がっている。

◎地域担当職員（仮）のあり方について

各島の現状を把握する担当職員を求める声も多く挙げられている。一方では、出張所が各島に設置されれば、出張所職員が同様の役割を担うことになるのではないかとつた意見もあることから、地域担当職員（仮）と出張所職員の役割の棲み分けを行う必要がある。

第5章 今後取り組むべき事項

新竹富町役場に関する基本方針にむけて取り組みを進める上で、解決すべき課題や調査・検討を行い慎重に進めるべき事項を以下の通りまとめます。今後、行政サービス再編に向け、積極的な情報公開や町民参画の機会を設けることを基本に、町民、行政、専門家等が一体となった組織体制の中で、以下の事項に取り組みます。

【行政機能の役割分担・連携に関する事】

- ・支所における機能の整理および規模の検討
- ・出張所における機能の整理
- ・出張所職員の適正な人数、役職等の検討
- ・出張所職員と地域担当職員（仮）の役割分担の明確化
- ・現在出張所のない島において、証明書発行事務を委託している日本郵便との連携内容見直しの検討

【役場職員の移動に関する事】

- ・石西礁湖での早朝便・夜間便の増便が出来ない事から、職員の通勤に利用できる船の確保が困難である事への対応
- ・職員の通勤手当増額分の財源確保
- ・職員の外勤・出張に関する負担増への対応

【施設に関する事】

- ・施設確保に向けた、土地及び活用可能な既存施設等の調査

参考資料

■新竹富町役場に関する計画策定委員会名簿

新竹富町役場に関する計画策定委員会 委員名簿

区 分	委員名（※設置要綱第4条関連）		
	所 属	職 名	氏 名
竹富町	副町長	副町長	上里 至（前任） 前鹿川 健一（後任）
	教育委員会	教育長	大 田 綾 子
	総務課	課 長	大 浜 知 司
	企画財政課	課 長	東金嶺 肇
	農林水産課	課 長	田 代 仁
	税務課	課 長	根 原 健
	会計課	課 長	新 さとみ
	商工観光課	課 長	仲 盛 康
	自然環境課	課 長	新 盛 勝 一
	建設課	課 長	野 底 忠
	水道課	課 長	宮 良 用 和
	介護福祉課	課 長	大 盛 聰
	健康づくり課	課 長	嘉 良 隆
	教育委員会総務課	課 長	前石野 裕 和
	教育委員会教育課	課 長	前三盛 敦
	農業委員会	事務局長	小 浜 義 也
	議会事務局	事務局長	通 事 善 則
役場移転推進課	課 長	西 原 啓 栄	

■新竹富町役場に関する外部検討委員会設置要綱

新竹富町役場に関する外部検討委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成28年6月6日

竹富町長 川満 栄長

竹富町告示第 号

新竹富町役場に関する外部検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新竹富町役場に関する計画策定について、必要な事項について専門的見地から協議及び検討等を行うため新竹富町役場に関する外部検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 新竹富町役場に関する計画策定の全般に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、新竹富町役場に関する計画策定に係る各界有識者及び町民代表並びに副町長をもって13人以内で組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要であると認めるときに招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、役場移転推進課において処理する。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、施行日からその目的及び任務が達成されたと町長が認めるときまでとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

■新竹富町役場に関する外部検討委員名簿

新竹富町役場に関する外部検討委員名簿

敬称略

	氏名	所属等	住所等
1	前鹿川 健一	竹富町 副町長	沖縄県石垣市
2	池間 義則	八重山観光フェリー株式会社取締役会長	沖縄県石垣市
3	上妻 毅	一般社団法人 ニューパブリックワークス代表理事	東京都品川区
4	土屋 誠	琉球大学 名誉教授	沖縄県中城村西原
5	上勢頭 篤	竹富公民館長	竹富島
6	大久 英助	小浜公民館長	小浜島
7	玉代勢 肇	黒島公民館長	黒島
8	東迎 博一	波照間公民館長	波照間島
9	山城 まゆみ	西表東部地区代表	西表島
10	石原 和義	西表東部地区代表	西表島
11	濱中 喜義	西表西部地区代表	西表島
12	大城 一文	西表西部地区代表	西表島

新竹富町役場に関する基本方針（案）

平成 29 年 5 月

竹富町 政策推進課

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

TEL(0980)82-6191 FAX(0980)82-9901
